

平成 3 0 年度

業 務 実 績



SART

Shimane Air Rescue Team

島根県防災航空管理所

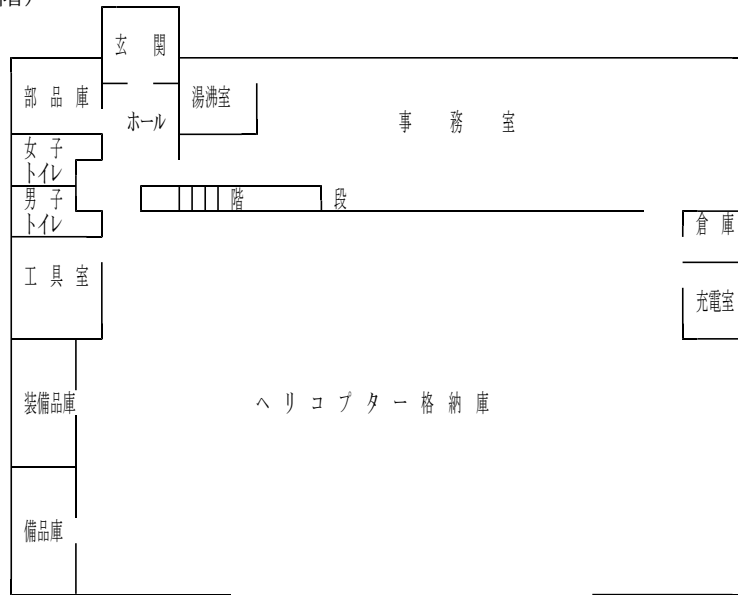
目 次

防災航空管理所施設概要	1
防災ヘリコプター運航体制等	2
職員名簿	3
機体概要	4
年度別防災ヘリコプター出動状況	5
月別運航実績表	7
緊急運航出動状況	8
運航に関わる分類基準	14
分類別活動状況	
(1)救急活動	15
(2)救助活動	17
(3)火災防衛活動	18
(4)災害応急対策活動	18
(5)災害予防活動	19
(6)技術習得訓練	19
(7)一般行政活動	20
(8)その他の活動	20
(9)運航に伴う地上活動	20
(10)整備状況	21
(11)他機関における応援活動	23
緊急運航年度別出動状況	25
防災航空隊資機材一覧表	26
急患搬送時の搭載資機材一覧表	32
場外離着陸場一覧表(市町村別)	33
場外離着陸場一覧表(個別)	34
参考資料	
島根県防災ヘリコプター運航管理要綱	35
島根県防災ヘリコプター緊急運航要領	45
島根県防災ヘリコプター緊急運航基準	50
島根県防災ヘリコプター応援協定	52
鳥取県と島根県の相互応援協定	54
中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定	56
島根県防災ヘリコプター救急システム要領	59
島根県防災ヘリコプター救急システムに関する運用細則	62
救急救命士搭乗システムに関する協定	65
機内における除細動器の使用条件	67

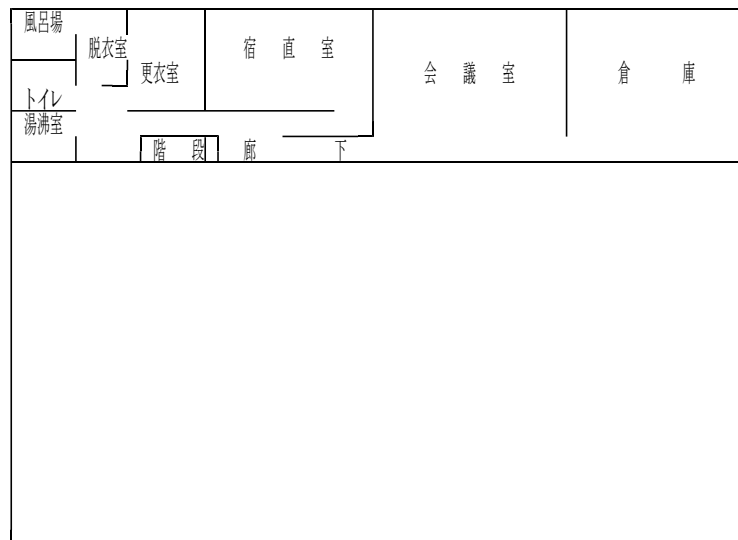
防災航空管理所施設概要

- 1 所在地 出雲市斐川町沖洲2677番地（県営出雲空港内）
- 2 敷地面積 750.00m²
- 3 建物概要 建築面積 519.452m²、 延べ面積 657.674m²
 構造 鉄骨造2階建（1階 事務室、トイレ、備品庫、格納庫）
 （2階 会議室、宿直室、風呂場、倉庫）

4 平面図 (1階)

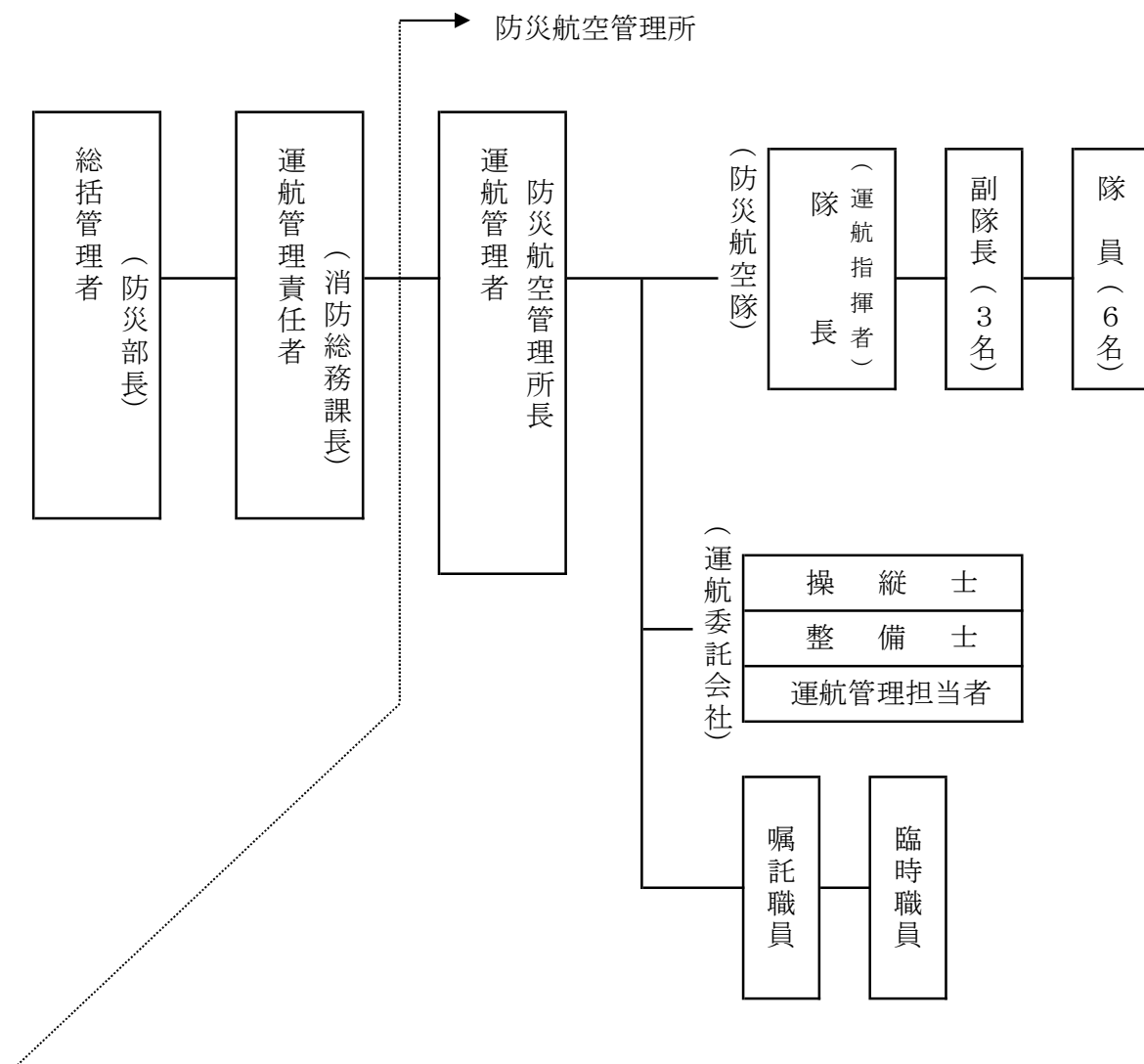


(2階)



防災ヘリコプターの運航体制等

- 1 運航開始 平成6年4月1日
- 2 運航時間 365日・24時間運航（整備点検等で運航できない日を除く。）
- 3 組織体制



事務職		防災航空隊		運航委託会社		合計
所長	1名	隊長	1名	操縦士	3名	20名
嘱託職員	1名	副隊長	3名	整備士	3名	
臨時職員	1名	隊員	6名	運航管理担当者	1名	

平成30年度 職員名簿

役 職	氏 名	県・派遣元消防本部	派 遣 年 月
所 長	安 食 剛	消 防 総 務 課	H30. 4
防災航空隊長	若 槻 武 治	松 江 市 消 防 本 部	H29. 4
副 隊 長	山 毛 孝 夫	雲 南 消 防 本 部	H28. 4
副 隊 長	田 中 慎 也	安 来 市 消 防 本 部	H28. 4
副 隊 長	吉 塚 勇 気	隠 岐 広 域 連 合 消 防 本 部	H28. 4
隊 員	内 藤 祐 一 郎	出 雲 市 消 防 本 部	H29. 4
隊 員	内 藤 浩 二	浜 田 市 消 防 本 部	H29. 4
隊 員	渋 谷 純 一	益 田 広 域 消 防 本 部	H29. 4
隊 員	杠 壘	松 江 市 消 防 本 部	H30. 4
隊 員	吉 水 貴 雅	大 田 市 消 防 本 部	H30. 4
隊 員	三 上 智 之	江 津 邑 智 消 防 組 合 消 防 本 部	H30. 4
事 務 員	吉 廻 美 由 紀	消 防 総 務 課	H21. 7
事 務 員	角 まゆみ	消 防 総 務 課	H29. 7

島根運航班 《セントラルヘリコプターサービス㈱》

役 職	氏 名	職 種	勤 務 形 態
島根運航班班長	酒 井 巖	整 備 士	主 防 災
	奥 野 啓 文	操 縦 士	主 防 災
	水 谷 浩 之	操 縦 士	主 防 災
	齋 藤 尚 史	操 縦 士	主 防 災
	中 尾 真 一 郎	操 縦 士	主 ドクヘリ
	〆 野 洋 平	操 縦 士	主 ドクヘリ
	本 田 正 之	操 縦 士	主 ドクヘリ
	井 上 孝 宏	整 備 士	主 防 災
	石 橋 賢 一	整 備 士	主 防 災
	小 塚 真	整 備 士	主 ドクヘリ
	林 一 茂	運 航 管 理	主 防 災
	渡 邊 誠 司	運 航 管 理	主 防 災
	松 本 和 美	運 航 管 理	主 ドクヘリ
	山 名 明	運 航 管 理	主 ドクヘリ

機体概要

島根県防災航空隊は、東西に長く離島を有する地理的条件や、高齢化及び過疎化が進む社会的条件等を踏まえ、消防・防災活動の充実強化を図る目的で、機動力のあるヘリを導入し、県民の負託にこたえるべく平成6年4月1日運航を開始した。

当航空隊は、県東部に位置する出雲空港内に基地を構え、防災航空管理所長（県職員）をはじめ隊長以下隊員10名（県下9消防本部から派遣）、パイロット、整備士及び運航管理士の計7名（民間委託：セントラルヘリコプターサービス）が任務にあっている。また、機体は川崎式BK117C-2型、愛称は島根県の鳥「白鳥」と同じく「はくちょう」で、一般公募により決定した。

平成25年1月17日平成6年から使用していた機体川崎式BK117B-2型は任期を満了。

平成25年2月25日2代目「はくちょう」川崎式BK117C-2型の運航を開始した。

島根県防災ヘリコプター「はくちょう」



型式	川崎式BK117 C-2型
全長	13.03 m
全幅 (ローター直径)	11.00 m
胴体幅	1.73 m
全高	3.96 m
最大座席数	11席
搭載重量	1,784 kg
吊り下げ重量	1,500 kg
最大離陸重量	3,585 kg
最大速度	268 km/h
航続距離	685 km

年度別防災ヘリコプター災害等出動状況

島根県防災航空管理所

種別		年度																合計
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
救急活動	注1 島根	49	52	73	75	76	43	71	68	108	84	74	81	100	65	84	52	1155
	他機関	18	13	9	15	14	22	9	31	33	35	24	41	32	28	32	24	380
救助活動	島根	1	2	4	2	1	0	4	5	7	7	注4 7	10	15	12	12	3	92
	他機関												1	1	1		3	
火災防衛活動	島根	12	9	6	2	0	6	4	3	8	4	2	5	3	7	1	2	74
	うち県外応援出動	(8)	(5)	(5)	(1)		(4)	(1)	(1)	(4)			(2)				(31)	
	他機関												1		2		3	
災害対策活動	注2 島根	17	4	注3 20	7	3	7	6	1	7	16	注4 14	1	5	3	0	1	112
	他機関					1			1								2	
島根防災活動合計		79	67	103	86	80	56	85	77	130	111	97	97	123	87	97	58	1433
総合計		97	80	112	101	95	78	94	109	163	146	121	138	157	116	132	82	1821

注1 救急活動出動件数には、患者死亡等による途中帰還を含む。

注2 阪神大震災救援物資輸送13回を含む。

注3 ロシア船籍ナホトカ号重油流出調査19回を含む。

注4 H16 福井豪雨災害 急患2件、救助2件、災害応急7件

注5 H23 東日本大震災 急患4件 救助5件 災害応急7件

※ 島根防災救急活動昼夜間別件数

昼夜別	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計
昼間	31	32	49	41	59	29	54	50	77	62	54	69	81	51	61	44	844
夜間	18	20	24	34	17	14	17	18	31	22	20	12	19	14	23	8	311
合計	49	52	73	75	76	43	71	68	108	84	74	81	100	65	84	52	1155

年度別防災ヘリコプター災害等出動状況

平成31年3月末現在 島根県防災航空管理所

年度 種別		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	合計
		注1 救急活動	島根	注5 72	54	65	55	77	66	注6 95	89	68						
他機関	32		20	10	21	28	28	19	28	24								590
救助活動	島根	注5 14	9	14	14	19	19	26	25	16								248
	他機関		2	2	4	1	2	5	9	5								33
火災防 御活 動	島根	5	5	5	3	4	5	4	10	6								121
	うち県外 応援出 動	(1)	(1)					(1)	(1)									(35)
	他機関	5	1		2	1	2		2	1								14
災害対 策活 動	島根	注5 8	1	2	8	1		注6 3	3	4								142
	他機関				1				1									4
島根防災 活動合計		99	69	86	80	101	90	128	127	94	0	0	0	0	0	0	0	2307
総 合 計		136	92	98	107	131	120	152	167	124	0	0	0	0	0	0	0	2948

注1 救急活動出動件数には、患者死亡等による途中帰還を含む。

注2 阪神大震災救援物資輸送13回を含む。

注3 ロシア船籍ナホトカ号重油流出調査19回を含む。

注4 H16 福井豪雨災害 急患2件、救助2件、災害応急7件

注5 H23 東日本大震災 急患4件 救助5件 災害応急7件

注6 H28 熊本地震 急患1件 災害応急1件

※ 島根防災救急活動昼夜間別件数

昼夜別		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	合計
		昼 間	59	43	41	39	41	45	59	62	39							
夜 間	13	11	24	16	36	21	36	27	29									524
合 計	72	54	65	55	77	66	95	89	68	0	0	0	0	0	0	0	0	1796

月別運航実績表（平成30年度）

種別 月	緊急運航								緊急運航 合計		通常運航								通常運航合計		緊急運航 通常運航 合計	
	救急活動		救助活動		火災防衛活動		災害対策活動				災害予防活動		訓練活動		一般行政活動		その他					
	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間		
4	8	8:46	2	5:54	1	0:06	2	2:36	13	17:22			8	11:08			2	0:58	10	12:06	23	29:28
5	10	12:17			3	3:00			13	15:17	1	1:40	13	15:50					14	17:30	27	32:47
6													1	0:39			2	2:47	3	3:26	3	3:26
7																						
8																	4	5:30	4	5:30	4	5:30
9	8	10:41	1	0:29	1	1:49			10	12:59			7	8:48			3	4:37	10	13:25	20	26:24
10	7	7:28	6	6:44			1	3:31	14	17:43	4	4:37	13	13:40	1	1:25	2	0:53	20	20:35	34	38:18
11	8	10:44	4	3:01					12	13:45	1	1:00	13	15:05					14	16:05	26	29:50
12	7	7:14	1	1:00	1	1:15			9	9:29			10	10:30					10	10:30	19	19:59
1	11	11:18	1	1:22			1	1:05	13	13:45			11	11:30					11	11:30	24	25:15
2	4	4:51							4	4:51			9	9:47					9	9:47	13	14:38
3	5	6:47	1	0:49					6	7:36			13	16:29	2	1:59			15	18:28	21	26:04
合計	68	80:06	16	19:19	6	6:10	4	7:12	94	112:47	6	7:17	98	113:26	3	3:24	13	14:45	120	138:52	214	251:39

平成30年度緊急運航出動状況

出動件数	年	月	日	時間経過	要請種別	要請元	活動機関	内容
1	30	4	2	要請時刻 12:29 離陸時刻 12:35 帰投時刻 13:37	救急活動 救急患者搬送 74歳 男	大田消防	島根県防災航空隊	大田市立病院→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根大学医学部附属病院
2	30	4	2	要請時刻 16:57 離陸時刻 17:00 帰投時刻 18:34	救急活動 救急患者搬送 40歳 女	益田消防	島根県防災航空隊	益田赤十字病院→島大医学部 患者1・医師3 収容先:島根大学医学部附属病院
3	30	4	7	要請時刻 17:52 離陸時刻 18:22 帰投時刻 20:19	救急活動 救急患者搬送 75歳 男	益田消防	島根県防災航空隊	益田赤十字病院→出雲空港 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根大学医学部附属病院
4	30	4	9	要請時刻 3:08 離陸時刻 6:35 帰投時刻 7:59	災害対策 被害調査	島根県	島根県防災航空隊	地震による被害状況をヘリテレで調査する。
5	30	4	10	要請時刻 16:32 離陸時刻 16:45 帰投時刻 17:55	救急活動 救急患者搬送 81歳 男	雲南消防	島根県防災航空隊	奥出雲町三成場外→松江赤十字病院 患者1・医師1・看護師1 収容先:松江赤十字病院
6	30	4	11	要請時刻 12:13 離陸時刻 12:42 帰投時刻 14:43	救急活動 救急患者搬送 60歳 男	益田消防	島根県防災航空隊	益田赤十字病院→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根大学医学部附属病院
7	30	4	14	要請時刻 13:46 離陸時刻 16:32 帰投時刻 19:00	救急活動 救急患者搬送 71歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港→美保航空基地 患者1・医師1・付き添い1 収容先:島根県立中央病院
8	30	4	17	要請時刻 12:48 離陸時刻 13:16 帰投時刻 18:21	救助活動 捜索	江津消防	島根県防災航空隊	捜索活動をするも要救助者発見に至らず 帰投する。
9	30	4	18	要請時刻 8:03 離陸時刻 9:00 帰投時刻 11:07	救助活動 捜索	江津消防	島根県防災航空隊	捜索活動をするも要救助者発見に至らず 帰投する。
10	30	4	18	要請時刻 12:11 離陸時刻 13:13 帰投時刻 14:43	災害対策 被害調査	大田消防	島根県防災航空隊	地震による被害状況を上空偵察する。
11	30	4	21	要請時刻 9:24 離陸時刻 9:45 帰投時刻 9:51	火災防衛活動 上空偵察 林野火災	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田市弥栄町地内 出雲市上空で要請キャンセル
12	30	4	21	要請時刻 17:42 離陸時刻 17:56 帰投時刻 19:11	救急活動 救急患者搬送 24歳 男	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター→出雲空港 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根大学医学部附属病院
13	30	4	25	要請時刻 9:43 離陸時刻 12:19 帰投時刻 13:52	救急活動 救急患者搬送 64歳 男	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター→島大医学部 患者1・医師1・看護師1 収容先:島根大学医学部附属病院
14	30	4	26	要請時刻 0:11 離陸時刻 0:57 帰投時刻 2:52	救急活動 救急患者搬送 65歳 女	益田消防	島根県防災航空隊	益田赤十字病院→県立中央病院HP 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根大学医学部附属病院
15	30	5	2	要請時刻 3:55 離陸時刻 5:09 帰投時刻 6:59	救急活動 救急患者搬送 43歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院→県立中央病院HP 患者1・医師1 収容先:島根県立中央病院
16	30	5	5	要請時刻 13:30 離陸時刻 13:43 帰投時刻 15:23	火災防衛活動 上空偵察・空中消火 林野火災	雲南消防	島根県防災航空隊	雲南市吉田町地内 空中消火及び空撮 散水活動4回
17	30	5	5	要請時刻 13:30 離陸時刻 14:28 帰投時刻 14:32	火災防衛活動 上空偵察 林野火災	雲南消防	鳥取県消防防災航空隊	雲南市吉田町地内 島根防災のみで対応可能のため要請キャンセル
18	30	5	6	要請時刻 10:48 離陸時刻 10:56 帰投時刻 12:54	救急活動 救急患者搬送 0歳 男	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター→島大医学部 患者1・医師2・看護師1 収容先:島根大学医学部附属病院
19	30	5	7	要請時刻 16:22 離陸時刻 18:09 帰投時刻 19:30	救急活動 救急患者搬送 1歳 女	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港→美保航空基地 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根県立中央病院
20	30	5	8	要請時刻 3:12 離陸時刻 5:35 帰投時刻 6:42	救急活動 救急患者搬送 58歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港→美保航空基地 患者1・医師1・付き添い1 収容先:島根県立中央病院
21	30	5	8	要請時刻 17:14 離陸時刻 17:30 帰投時刻 19:16	救急活動 救急患者搬送 60歳 女	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐空港→県立中央病院HP 患者1・医師1・付き添い1 収容先:島根県立中央病院
22	30	5	14	要請時刻 10:28 離陸時刻 10:34 帰投時刻 12:17	救急活動 救急患者搬送 70歳 男	益田消防	島根県防災航空隊	益田赤十字病院→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根大学医学部附属病院

平成30年度緊急運航出動状況

出動件数	年	月	日	時間経過	要請種別	要請元	活動機関	内容
23	30	5	18	要請時刻 10:46 離陸時刻 13:26 帰投時刻 14:36	救急活動 救急患者搬送 29歳 女	隠岐消防	航空自衛隊美保基地	隠岐空港 → 美保基地 患者1・医師1・付き添い1 收容先：松江赤十字病院
24	30	5	18	要請時刻 15:50 離陸時刻 17:17 帰投時刻 19:05	救急活動 救急患者搬送 80歳 女	隠岐消防	島根県防災航空隊	島前病院場外 → 県立中央病院HP 患者1・医師1・看護師1 收容先：島根県立中央病院
25	30	5	20	要請時刻 0:17 離陸時刻 1:03 帰投時刻 2:40	救急活動 救急患者搬送 67歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院 → 県立中央病院HP 患者1・医師1・付き添い1 收容先：島根県立中央病院
26	30	5	21	要請時刻 20:20 離陸時刻 21:10 帰投時刻 22:32	救急活動 救急患者搬送 80歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院 → 出雲空港 患者1・医師1・看護師1 收容先：島根大学医学部附属病院
27	30	5	22	要請時刻 14:12 離陸時刻 14:24 帰投時刻 14:52	火災防衛活動 上空偵察 林野火災	安来消防	島根県防災航空隊	安来市伯太町地内 上空偵察及び空撮
28	30	5	25	要請時刻 3:20 離陸時刻 4:19 帰投時刻 6:02	救急活動 救急患者搬送 61歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院 → 県立中央病院HP 患者1・医師1 收容先：島根県立中央病院
29	30	5	26	要請時刻 15:44 離陸時刻 16:01 帰投時刻 17:26	火災防衛活動 上空偵察・空中消火 林野火災	安来消防	島根県防災航空隊	安来市伯太町地内 空中消火及び空撮 散水活動5回
30	30	5	30	要請時刻 10:23 離陸時刻 10:33 帰投時刻 12:12	救急活動 救急患者搬送 34歳 男	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター → 島大医学部 患者1・医師1・看護師1 收容先：島根大学医学部附属病院
31	30	5	31	要請時刻 9:25 離陸時刻 9:41 帰投時刻 11:30	救急活動 救急患者搬送 65歳 女	益田消防	島根県防災航空隊	益田赤十字病院 → 島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 收容先：島根大学医学部附属病院
32	30	6	5	要請時刻 18:29 離陸時刻 20:48 帰投時刻 21:53	救急活動 救急患者搬送 65歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港 → 美保航空基地 患者1・医師1・付き添い1 收容先：島根大学医学部附属病院
33	30	6	6	要請時刻 14:40 離陸時刻 15:48 帰投時刻 17:38	救急活動 救急患者搬送 87歳 女	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	知夫村 → 県立中央病院HP 患者1・医師1・付き添い1 收容先：島根県立中央病院
34	30	6	13	要請時刻 2:10 離陸時刻 4:45 帰投時刻 5:45	救急活動 救急患者搬送 86歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	西ノ島 → 美保航空基地 患者1・医師1 收容先：島根県立中央病院
35	30	6	21	要請時刻 18:34 離陸時刻 20:08 帰投時刻 21:38	救急活動 救急患者搬送 81歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	海士町 → 松江赤十字病院 患者1・医師1・付き添い1 收容先：松江赤十字病院
36	30	6	29	要請時刻 11:44 離陸時刻 12:45 帰投時刻 14:05	救急活動 救急患者搬送 81歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港 → 松江赤十字病院 患者1・医師1・付き添い1 收容先：松江赤十字病院
37	30	7	2	要請時刻 20:25 離陸時刻 22:18 帰投時刻 0:28	救急活動 救急患者搬送 0歳 女	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港 → 県立中央病院HP 患者1・医師1・付き添い1 收容先：島根県立中央病院
38	30	7	7	要請時刻 10:25 離陸時刻 10:42 帰投時刻 12:03	救助活動 捜索 74歳男 68歳女	江津消防	山口県消防防災航空隊	天候不良のため途中帰投する。
39	30	7	10	要請時刻 14:34 離陸時刻 14:51 帰投時刻 16:00	救助活動 捜索 45歳 男	雲南消防	鳥取県消防防災航空隊	離陸後に要請キャンセルの連絡を受け帰投する。
40	30	8	5	要請時刻 12:45 離陸時刻 13:16 帰投時刻 14:17	救助活動 捜索・救助 46歳 男	大田消防	鳥取県消防防災航空隊	R1、2が同時降下し、要救助者1名をピタ ゴールでピックアップ。
41	30	8	5	要請時刻 12:45 離陸時刻 14:17 帰投時刻 15:04	救急活動 救急患者搬送 46歳 男	大田消防	鳥取県消防防災航空隊	現場上空 → 西の原 患者1 收容先：大田市立病院
42	30	8	6	要請時刻 11:37 離陸時刻 12:03 帰投時刻 14:52	救助活動 捜索 69歳 男	出雲消防	鳥取県消防防災航空隊	捜索活動をするも要救助者発見に至らず 帰投する。
43	30	8	20	要請時刻 20:45 離陸時刻 22:26 帰投時刻 (21日)0:41	救急活動 救急患者搬送 0歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港 → 県立中央病院HP 患者1・医師1・付き添い1 收容先：島根県立中央病院
44	30	8	22	要請時刻 13:54 離陸時刻 14:14 帰投時刻 16:15	救助活動 捜索・救助 14歳 男	大田消防	鳥取県消防防災航空隊	R1、2が同時降下し、要救助者1名をピタ ゴールでピックアップ。

平成30年度緊急運航出動状況

出動件数	年	月	日	時間経過	要請種別	要請元	活動機関	内容
45	30	8	22	要請時刻 13:54 離陸時刻 16:15 帰投時刻 17:48	救急活動 救急患者搬送 14歳 男	大田消防	鳥取県消防防災航空隊	現場上空→西の原 患者1 收容先:大田市立病院
46	30	8	23	要請時刻 17:40 離陸時刻 22:58 帰投時刻 (24日)0:09	救急活動 救急患者搬送 0歳 男	隠岐消防	航空自衛隊美保基地	隠岐空港→美保基地 患者1・医師1・付き添い1 收容先:鳥根県立中央病院
47	30	9	5	要請時刻 17:59 離陸時刻 19:58 帰投時刻 21:29	救急活動 救急患者搬送 86歳 女	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港→美保航空基地 患者1・医師1 收容先:松江赤十字病院
48	30	9	7	要請時刻 9:42 離陸時刻 10:59 帰投時刻 12:21	救急活動 救急患者搬送 61歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港→松江赤十字病院 患者1・医師1・付き添い1 收容先:松江赤十字病院
49	30	9	10	要請時刻 10:30 離陸時刻 12:55 帰投時刻 14:10	救急活動 救急患者搬送 79歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港→美保航空基地 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 收容先:松江赤十字病院
50	30	9	18	要請時刻 11:48 離陸時刻 12:11 帰投時刻 14:30	火災防衛活動 上空偵察・空中消火 林野火災	江津消防	鳥根県防災航空隊	江津市都治町地内 空中消火及び空撮 散水活動10回
51	30	9	19	要請時刻 13:38 離陸時刻 14:03 帰投時刻 15:56	救急活動 救急患者搬送 77歳 男	益田消防	鳥根県防災航空隊	益田赤十字病院→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 收容先:鳥根大学医学部附属病院
52	30	9	19	要請時刻 16:52 離陸時刻 17:18 帰投時刻 19:20	救急活動 救急患者搬送 67歳 女	隠岐消防	鳥根県防災航空隊	隠岐病院→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 收容先:鳥根大学医学部附属病院
53	30	9	21	要請時刻 4:07 離陸時刻 4:53 帰投時刻 6:30	救急活動 救急患者搬送 87歳 女	隠岐消防	鳥根県防災航空隊	西ノ島→県立中央病院HP 患者1・医師1・付き添い1 收容先:鳥根県立中央病院
54	30	9	21	要請時刻 15:21 離陸時刻 15:56 帰投時刻 16:25	救助活動 捜索・救助 75歳 男	鳥取県	鳥根県防災航空隊	R1シングルホイスト降下し要救助者1名を デラックスサバイバースリングでピックアップ。
55	30	9	21	要請時刻 15:21 離陸時刻 16:25 帰投時刻 17:07	救急活動 救急患者搬送 75歳 男	鳥取県	鳥根県防災航空隊	現場上空→日野川運動公園 患者1 收容先:鳥取大学医学部附属病院
56	30	9	24	要請時刻 19:20 離陸時刻 20:00 帰投時刻 21:59	救急活動 救急患者搬送 51歳 男	益田消防	鳥根県防災航空隊	益田赤十字病院→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 收容先:鳥根大学医学部附属病院
57	30	9	25	要請時刻 17:57 離陸時刻 18:33 帰投時刻 20:02	救急活動 救急患者搬送 84歳 女	隠岐消防	鳥根県防災航空隊	西ノ島→県立中央病院HP 患者1・医師1 收容先:鳥根県立中央病院
58	30	9	26	要請時刻 (25日)13:10 離陸時刻 8:33 帰投時刻 12:29	救急活動 救急患者搬送 74歳 女	鳥取県	鳥根県防災航空隊	島大医学部→舞洲HP 患者1・医師1・看護師1 收容先:生野病院
59	30	9	26	要請時刻 14:47 離陸時刻 15:08 帰投時刻 16:57	救急活動 救急患者搬送 72歳 男	益田消防	鳥根県防災航空隊	益田赤十字病院→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 收容先:鳥根大学医学部附属病院
60	30	9	29	要請時刻 14:22 離陸時刻 16:08 帰投時刻 17:30	救急活動 救急患者搬送 83歳 女	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港→美保航空基地 患者1・医師1・付き添い1 收容先:松江赤十字病院
61	30	10	1	要請時刻 10:30 離陸時刻 12:04 帰投時刻 17:45	災害対策 被害調査	鳥取県	鳥根県防災航空隊	台風による被害状況をヘリテレで調査する。
62	30	10	2	要請時刻 10:08 離陸時刻 10:24 帰投時刻 10:40	救助活動 捜索	鳥取県	鳥根県防災航空隊	離陸後に要請キャンセルの連絡を受け帰投する。
63	30	10	3	要請時刻 6:52 離陸時刻 8:04 帰投時刻 12:17	救助活動 捜索 81歳 男	安来消防	鳥根県防災航空隊	捜索活動をするも要救助者発見に至らず帰投する。
64	30	10	7	要請時刻 9:52 離陸時刻 9:59 帰投時刻 11:29	救急活動 救急患者搬送 7歳 男	浜田消防	鳥根県防災航空隊	浜田医療センター→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 收容先:鳥根大学医学部附属病院
65	30	10	12	要請時刻 11:30 離陸時刻 12:12 帰投時刻 15:08	救急活動 救急患者搬送 78歳 女	鳥取県	鳥根県防災航空隊	鳥取県立厚生病院→シロトピア記念公園 患者1・医師1 收容先:姫路医療センター
66	30	10	12	要請時刻 18:10 離陸時刻 19:55 帰投時刻 21:33	救急活動 救急患者搬送 92歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港→松江赤十字病院 患者1・医師1 收容先:松江赤十字病院

平成30年度緊急運航出動状況

出動件数	年	月	日	時間経過	要請種別	要請元	活動機関	内容
67	30	10	15	要請時刻 18:23 離陸時刻 19:50 帰投時刻 21:33	救急活動 救急患者搬送 51歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐病院→松江赤十字病院 患者1・医師1・付き添い1 収容先：松江赤十字病院
68	30	10	17	要請時刻 15:21 離陸時刻 15:40 帰投時刻 17:30	救急活動 救急患者搬送 57歳 男	益田消防	島根県防災航空隊	益田赤十字病院→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先：島根大学医学部附属病院
69	30	10	18	要請時刻 15:00 離陸時刻 15:35 帰投時刻 17:05	救助活動 搜索	鳥取県	島根県防災航空隊	搜索活動をするも要救助者発見に至らず 帰投する。
70	30	10	18	要請時刻 15:51 離陸時刻 16:32 帰投時刻 19:38	救急活動 救急患者搬送 61歳 女	益田消防	広島県防災航空隊	益田赤十字病院→出雲空港 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先：島根県立中央病院
71	30	10	21	要請時刻 10:55 離陸時刻 10:58 帰投時刻 11:25	救助活動 搜索・救助 69歳 男	出雲消防	島根県防災航空隊	R1、2が同時降下し、要救助者1名をパー ティカルストレッチャーでピックアップ。
72	30	10	21	要請時刻 10:55 離陸時刻 11:25 帰投時刻 11:50	救急活動 救急患者搬送 69歳 男	出雲消防	島根県防災航空隊	現場上空→島大医学部 患者1 収容先：島根大学医学部附属病院
73	30	10	23	要請時刻 8:22 離陸時刻 8:38 帰投時刻 9:29	救助活動 搜索・救助 87歳男 35歳男	鳥取県	島根県防災航空隊	R1、2が同時降下し、要救助者2名をエバ ックでピックアップ。
74	30	10	23	要請時刻 8:22 離陸時刻 9:29 帰投時刻 10:18	救急活動 救急患者搬送 87歳男 35歳男	鳥取県	島根県防災航空隊	現場上空→鳥取県立厚生病院 患者2 収容先：鳥取県立厚生病院
75	30	10	25	要請時刻 14:39 離陸時刻 15:22 帰投時刻 16:45	救急活動 救急患者搬送 74歳 男	江津消防	島根県防災航空隊	邑智病院→島大医学部 患者1・医師1・看護師1 収容先：島根大学医学部附属病院
76	30	10	28	要請時刻 16:59 離陸時刻 17:52 帰投時刻 19:44	救急活動 救急患者搬送 60歳 女	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院→松江赤十字病院 患者1・医師1・付き添い1 収容先：松江赤十字病院
77	30	10	30	要請時刻 10:36 離陸時刻 10:58 帰投時刻 11:02	救助活動 搜索	出雲消防	島根県防災航空隊	離陸後に要請キャンセルの連絡を受け帰 投する。
78	30	11	5	要請時刻 8:32 離陸時刻 9:37 帰投時刻 15:32	救急活動 救急患者搬送 76歳 女	松江消防	島根県防災航空隊	松江市立病院→福岡大学病院 患者1・医師1 収容先：福岡大学病院
79	30	11	7	要請時刻 16:18 離陸時刻 16:37 帰投時刻 17:06	救助活動 搜索・救助 66歳 男	安来消防	島根県防災航空隊	R1シングルホイスト降下し要救助者1名を エバックでピックアップ。
80	30	11	7	要請時刻 16:18 離陸時刻 17:06 帰投時刻 17:23	救急活動 救急患者搬送 66歳 男	安来消防	島根県防災航空隊	現場上空→赤屋小学校 患者1 収容先：鳥取大学医学部附属病院
81	30	11	7	要請時刻 17:26 離陸時刻 17:42 帰投時刻 19:35	救急活動 救急患者搬送 26歳 女	益田消防	島根県防災航空隊	益田赤十字病院→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先：島根大学医学部附属病院
82	30	11	10	要請時刻 13:14 離陸時刻 13:35 帰投時刻 15:28	救助活動 搜索・救助 31歳 男	鳥取県	島根県防災航空隊	R1、2が同時降下し、要救助者1名をエバ ックでピックアップ。
83	30	11	10	要請時刻 13:14 離陸時刻 15:28 帰投時刻 15:56	救急活動 救急患者搬送 31歳 男	鳥取県	島根県防災航空隊	現場上空→鳥取県消防学校 患者1 収容先：米子医療センター
84	30	11	14	要請時刻 10:58 離陸時刻 11:03 帰投時刻 12:03	救助活動 搜索	鳥取県	島根県防災航空隊	搜索活動をするも天候不良により帰投す る。
85	30	11	15	要請時刻 0:03 離陸時刻 0:45 帰投時刻 2:32	救急活動 救急患者搬送 38歳 女	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院→県立中央病院HP 患者1・医師1・付き添い1 収容先：島根県立中央病院
86	30	11	15	要請時刻 16:27 離陸時刻 17:01 帰投時刻 19:04	救急活動 救急患者搬送 67歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院→松江赤十字病院 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先：松江赤十字病院
87	30	11	17	要請時刻 17:11 離陸時刻 17:35 帰投時刻 19:40	救急活動 救急患者搬送 26歳 女	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院→県立中央病院HP 患者1・医師1・付き添い1 収容先：島根県立中央病院
88	30	11	17	要請時刻 18:26 離陸時刻 20:03 帰投時刻 21:38	救急活動 救急患者搬送 0歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院→県立中央病院HP 患者1・医師2・付き添い1 収容先：島根県立中央病院

平成30年度緊急運航出動状況

出動件数	年	月	日	時間経過	要請種別	要請元	活動機関	内容
89	30	11	25	要請時刻 10:59 離陸時刻 11:14 帰投時刻 13:01	救助活動 捜索	浜田消防	島根県防災航空隊	R1、2が同時降下するも状況により要救助者ピックアップ不可、地上隊の活動補助を行う。
90	30	12	3	要請時刻 16:24 離陸時刻 16:44 帰投時刻 18:41	救急活動 救急患者搬送 2歳 男	鳥取県	島根県防災航空隊	鳥取空港 → 米子空港 患者1・医師1・付き添い1 収容先：鳥取大学医学部附属病院
91	30	12	7	要請時刻 9:09 離陸時刻 9:56 帰投時刻 11:07	救急活動 救急患者搬送 65歳 女	江津消防	島根県防災航空隊	シビックセンター公園 → 島大医学部 患者1・医師1・看護師1 収容先：島根大学医学部附属病院
92	30	12	10	要請時刻 8:10 離陸時刻 8:31 帰投時刻 9:31	救助活動 捜索	鳥取県	島根県防災航空隊	捜索活動をするも海保へ対応となり要請キャンセルの連絡を受け帰投する。
93	30	12	15	要請時刻 13:05 離陸時刻 13:12 帰投時刻 14:18	救急活動 救急患者搬送 71歳 女	大田消防	島根県防災航空隊	大田市立病院 → 島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先：島根大学医学部附属病院
94	30	12	15	要請時刻 19:22 離陸時刻 20:09 帰投時刻 21:28	救急活動 救急患者搬送 69歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	西ノ島 → 松江赤十字病院 患者1・医師1・付き添い1 収容先：松江赤十字病院
95	30	12	20	要請時刻 10:45 離陸時刻 11:05 帰投時刻 13:09	火災防御活動 上空偵察・空中消火 林野火災	大田消防	島根県防災航空隊	大田市温泉津町地内 空中消火及び空撮 散水活動4回
96	30	12	20	要請時刻 14:50 離陸時刻 14:57 帰投時刻 16:49	救急活動 救急患者搬送 68歳 男	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター → 島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先：島根大学医学部附属病院
97	30	12	27	要請時刻 13:00 離陸時刻 13:26 着陸時刻 14:34	救急活動 救急患者搬送 26歳 女	江津消防	島根県防災航空隊	シビックセンター公園 → 島大医学部 患者1・医師1・付き添い1 収容先：島根県立中央病院
98	30	12	27	要請時刻 16:30 離陸時刻 16:33 帰投時刻 18:27	救急活動 救急患者搬送 62歳 女	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院 → 県立中央病院HP 患者1・医師1・付き添い1 収容先：島根県立中央病院
99	30	12	31	要請時刻 (30日)22:08 離陸時刻 2:16 帰投時刻 3:23	救急活動 救急患者搬送 83歳 男	隠岐消防	航空自衛隊美保基地	隠岐空港 → 美保基地 患者1・医師1・付き添い1 収容先：松江赤十字病院
100	31	1	2	要請時刻 13:13 離陸時刻 13:35 帰投時刻 14:46	救急活動 救急患者搬送 68歳 男	江津消防	島根県防災航空隊	邑智病院 → 島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先：島根大学医学部附属病院
101	31	1	3	要請時刻 3:15 離陸時刻 4:01 着陸時刻 5:49	救急活動 救急患者搬送 78歳 女	隠岐消防	島根県防災航空隊	西ノ島 → 県立中央病院HP 患者1・医師1・付き添い1 収容先：島根県立中央病院
102	31	1	4	要請時刻 18:31 離陸時刻 20:15 着陸時刻 21:29	救急活動 救急患者搬送 79歳 女	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港 → 美保航空基地 患者1・医師1・付き添い1 収容先：島根県立中央病院
103	31	1	8	要請時刻 11:18 離陸時刻 12:50 帰投時刻 14:06	災害対策 人員搬送	島根県	島根県防災航空隊	外国難破船が上陸し、通訳者及び関連機材を搬送したもの。
104	31	1	9	要請時刻 16:20 離陸時刻 16:47 帰投時刻 18:38	救急活動 救急患者搬送 29歳 女	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院 → 県立中央病院HP 患者1・医師1・付き添い1 収容先：島根県立中央病院
105	31	1	15	要請時刻 9:19 離陸時刻 9:26 帰投時刻 11:00	救急活動 救急患者搬送 68歳 女	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター → 島大医学部 患者1・医師1・看護師1 収容先：島根大学医学部附属病院
106	31	1	16	要請時刻 9:09 離陸時刻 9:18 帰投時刻 10:35	救急活動 救急患者搬送 80歳 女	江津消防	島根県防災航空隊	シビックセンター公園 → 島大医学部 患者1・医師1・看護師1 収容先：島根大学医学部附属病院
107	31	1	16	要請時刻 10:59 離陸時刻 11:06 帰投時刻 12:32	救急活動 救急患者搬送 86歳 女	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター → 島大医学部 患者1・医師1・看護師1 収容先：島根大学医学部附属病院
108	31	1	17	要請時刻 20:14 離陸時刻 20:58 帰投時刻 22:24	救急活動 救急患者搬送 98歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	海士町 → 松江赤十字病院 患者1・医師1・付き添い1 収容先：松江赤十字病院
109	31	1	22	要請時刻 13:11 離陸時刻 13:21 帰投時刻 14:38	救急活動 救急患者搬送 41歳 男	江津消防	島根県防災航空隊	邑智病院 → 島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先：島根大学医学部附属病院
110	31	1	24	要請時刻 10:34 離陸時刻 10:43 帰投時刻 11:57	救急活動 救急患者搬送 84歳 女	江津消防	島根県防災航空隊	邑智病院 → 島大医学部 患者1・医師1・看護師1 収容先：島根大学医学部附属病院

平成30年度緊急運航出動状況

出動件数	年	月	日	時間経過	要請種別	要請元	活動機関	内容
111	31	1	25	要請時刻 10:14 離陸時刻 10:24 着陸時刻 11:52	救急活動 救急患者搬送 74歳 男	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター→島大医学部 患者1・医師1・看護師1 収容先:島根大学医学部附属病院
112	31	1	29	要請時刻 9:20 離陸時刻 9:54 着陸時刻 11:16	救助活動 捜索	第八管区 海上保安部	島根県防災航空隊	捜索活動をするも要救助者発見に至らず 帰投する。
113	31	1	29	要請時刻 14:40 離陸時刻 14:47 着陸時刻 16:15	救急活動 救急患者搬送 60歳 男	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根大学医学部附属病院
114	31	1	31	要請時刻 16:12 離陸時刻 18:25 着陸時刻 20:05	救急活動 救急患者搬送 84歳 男	隠岐消防	第八管区海上保安部 美保航空基地	隠岐空港→美保航空基地 患者1・医師1・付き添い1 収容先:松江赤十字病院
115	31	2	4	要請時刻 9:18 離陸時刻 9:40 着陸時刻 11:35	救急活動 救急患者搬送 23歳 女	益田消防	島根県防災航空隊	益田赤十字病院→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根大学医学部附属病院
116	31	2	4	要請時刻 17:20 離陸時刻 17:46 着陸時刻 19:33	救急活動 救急患者搬送 37歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	西ノ島→県立中央病院HP 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根県立中央病院
117	31	2	14	要請時刻 9:01 離陸時刻 9:13 帰投時刻 10:53	救急活動 救急患者搬送 82歳 男	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根大学医学部附属病院
118	31	2	26	要請時刻 20:24 離陸時刻 21:06 着陸時刻 23:14	救急活動 救急患者搬送 69歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	隠岐病院→県立中央病院HP 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根県立中央病院
119	31	3	5	要請時刻 10:36 離陸時刻 10:42 帰投時刻 12:19	救急活動 救急患者搬送 70歳 男	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター→島大医学部 患者1・医師1・看護師1 収容先:島根大学医学部附属病院
120	31	3	8	要請時刻 16:54 離陸時刻 17:21 帰投時刻 18:10	救助活動 捜索・救助 51歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	R1、2が同時降下し、要救助者1名をバー ティカルストレッチャーでピックアップ。
121	31	3	8	要請時刻 16:54 離陸時刻 18:10 帰投時刻 19:02	救急活動 救急患者搬送 51歳 男	隠岐消防	島根県防災航空隊	現場上空→隠岐病院 患者1 収容先:隠岐病院
122	31	3	18	要請時刻 9:06 離陸時刻 9:45 帰投時刻 14:26	救急活動 救急患者搬送 39歳 男	出雲消防	島根県防災航空隊	県立中央病院HP→阪神南広域防災拠点臨時HP 患者1・医師1・付き添い1 収容先:兵庫医科大学病院
123	31	3	19	要請時刻 13:06 離陸時刻 13:16 帰投時刻 14:41	救急活動 救急患者搬送 83歳 女	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター→島大医学部 患者1・医師1・看護師1・付き添い1 収容先:島根大学医学部附属病院
124	31	3	27	要請時刻 16:32 離陸時刻 16:36 帰投時刻 18:25	救急活動 救急患者搬送 0歳 女	浜田消防	島根県防災航空隊	浜田医療センター→島大医学部 患者1・医師2・看護師1 収容先:島根大学医学部附属病院

防災ヘリコプター運航に関わる分類基準

- 【緊急運航】 1 救 急 活 動
- ① 傷病者の救急搬送
 - ② 医師、血液等の搬送
 - ③ 県内への転院搬送
 - ④ 県外への転院搬送
 - ⑤ その他（臓器搬送等）
- 【緊急運航】 2 救 助 活 動
- ① 事故等における捜索
 - ② 事故等における救助
 - ③ その他
- 【緊急運航】 3 火 災 防 御 活 動
- ① 大規模火災における空中消火活動
 - ② 情報収集及び情報伝達活動
 - ③ 消火資機材等の搬送
 - ④ その他
- 【緊急運航】 4 災 害 応 急 対 策 活 動
- ① 災害等の状況把握
 - ② 緊急物資、医師等の搬送
 - ③ その他
- 5 災 害 予 防 活 動
- ① 災害危険活動等の調査
 - ② 各種防災訓練への参加
 - ③ 災害等防止の広報活動
 - ④ その他
- 6 技 術 習 得 訓 練 活 動
- ① 救助・救出（リペリング・ホイスト）訓練
 - ② 消火散水（バケット）訓練
 - ③ 水難救助訓練
 - ④ ヘリテレ操作訓練
 - ⑤ ヘリポート離着陸訓練
 - ⑥ 地形慣熟訓練
 - ⑦ 消防本部との合同訓練
 - ⑧ その他（新隊員研修含む）
- 7 一 般 行 政 活 動
- ① 行政視察
 - ② 啓発活動
 - ③ 各種イベントに伴う展示等
 - ④ 行政用写真撮影等
 - ⑤ その他
- 8 そ の 他
- ① テスト飛行等
 - ② 総括管理者が必要と認める活動及び空輸
 - ③ 離着陸場等の調査

分類別活動状況

(1) 救急活動

(区分)

(活動時間は離陸時刻から帰投時刻まで)

- ①傷病者の救急搬送 ②医師、血液等の搬送 (運航種別 夜間運航は日の入時刻から日の出時刻まで)
 ③県内への転院搬送 ④県外への転院搬送 ⑤その他

件数	出動月日	区分	要請機関	患者住所	搬送区間	搬送先	活動時間	飛行時間	運航種別
1	4月 2日	③	大田消防	大田市	大田市立病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:02	0:35	
2	4月 2日	③	益田消防	益田市	益田赤十字病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:34	1:17	夜間運航
3	4月 7日	③	益田消防	益田市	益田赤十字病院 → 出雲空港	島根大学医学部附属病院	1:57	1:23	夜間運航
4	4月 10日	③	雲南消防	仁多郡	奥出雲町三成場外 → 松江赤十字病院	松江赤十字病院	1:10	0:44	
5	4月 11日	③	益田消防	益田市	益田赤十字病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	2:01	1:31	
6	4月 21日	③	浜田消防	浜田市	浜田医療センター → 出雲空港	島根大学医学部附属病院	1:15	0:56	夜間運航
7	4月 25日	③	浜田消防	浜田市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:33	0:59	
8	4月 26日	③	益田消防	山口県	益田赤十字病院 → 県立中央病院HP	島根大学医学部附属病院	1:55	1:21	夜間運航
9	5月 2日	③	隠岐消防	山口県	隠岐病院 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:50	1:21	夜間運航
10	5月 6日	③	浜田消防	浜田市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:58	1:09	
11	5月 8日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐空港 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:46	1:18	夜間運航
12	5月 14日	③	益田消防	益田市	益田赤十字病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:43	1:23	
13	5月 18日	③	隠岐消防	西ノ島町	隠岐島前病院場外 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:48	1:17	
14	5月 20日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:37	1:17	夜間運航
15	5月 21日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 出雲空港	島根大学医学部附属病院	1:22	1:02	夜間運航
16	5月 25日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:43	1:16	夜間運航
17	5月 30日	③	浜田消防	広島県	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:39	0:56	
18	5月 31日	③	益田消防	益田市	益田赤十字病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:48	1:18	
19	9月 19日	③	益田消防	鹿足郡	益田赤十字病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:53	1:17	
20	9月 19日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	2:02	1:21	夜間運航
21	9月 21日	③	隠岐消防	西ノ島町	西ノ島 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:37	1:14	夜間運航
22	9月 21日	①	鳥取県	鳥取県	現場上空 → 日野川運動公園	鳥取大学医学部附属病院	0:42	0:18	
23	9月 24日	③	益田消防	益田市	益田赤十字病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:59	1:21	夜間運航
24	9月 25日	③	隠岐消防	鳥取県	西ノ島 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:29	1:08	夜間運航
25	9月 26日	④	鳥取県	大阪府	島大医学部 → 舞洲HP	生野病院	3:56	2:38	
26	9月 26日	③	益田消防	益田市	益田赤十字病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:49	1:24	
27	10月 7日	③	浜田消防	浜田市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:30	1:01	
28	10月 12日	④	鳥取県	兵庫県	鳥取県立厚生病院 → シロトピア記念公園	姫路医療センター	2:56	2:06	
29	10月 17日	③	益田消防	益田市	益田赤十字病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:50	1:22	
30	10月 21日	①	出雲消防	出雲市	現場上空 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	0:25	0:16	
31	10月 23日	①	鳥取県	鳥取県	現場上空 → 鳥取県立厚生病院	鳥取県立厚生病院	0:49	0:32	
32	10月 25日	③	江津消防	邑智郡	邑智病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:23	0:52	
33	10月 28日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 松江赤十字病院	松江赤十字病院	1:52	1:19	夜間運航
34	11月 5日	④	松江消防	福岡県	松江市立病院 → 福岡大学病院	福岡大学病院	5:55	3:36	
35	11月 7日	①	安来消防	安来市	現場上空 → 赤屋小学校	鳥取大学医学部附属病院	0:17	0:16	夜間運航
36	11月 7日	③	益田消防	益田市	益田赤十字病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:53	1:26	夜間運航
37	11月 10日	①	鳥取県	岡山県	現場上空 → 鳥取県消防学校	米子医療センター	0:28	0:25	
38	11月 15日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:47	1:19	夜間運航
39	11月 15日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 松江赤十字病院	松江赤十字病院	2:03	1:15	夜間運航
40	11月 17日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	2:05	1:17	夜間運航
41	11月 17日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:35	1:10	夜間運航
42	12月 3日	④	鳥取県	鳥取県	鳥取空港 → 米子空港	鳥取大学医学部附属病院	1:57	1:27	夜間運航
43	12月 7日	③	江津消防	江津市	シビックセンター公園 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:11	0:55	
44	12月 15日	③	大田消防	大田市	大田市立病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:06	0:33	
45	12月 15日	③	隠岐消防	西ノ島町	西ノ島 → 松江赤十字病院	松江赤十字病院	1:19	1:01	夜間運航
46	12月 20日	③	浜田消防	江津市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:52	1:02	
47	12月 27日	③	江津消防	江津市	シビックセンター公園 → 島大医学部	島根県立中央病院	1:08	0:53	
48	12月 27日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:54	1:23	夜間運航
49	1月 2日	③	江津消防	邑智郡	邑智病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:11	0:52	
50	1月 3日	③	隠岐消防	西ノ島町	西ノ島 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:48	1:10	

(区分)

(活動時間は離陸時刻から帰投時刻まで)

①傷病者の救急搬送

②医師、血液等の搬送

(運航種別 夜間運航は日の入時刻から日の出時刻まで)

③県内への転院搬送

④県外への転院搬送

⑤その他

件数	出動月日	区分	要請機関	患者住所	搬送区間	搬送先	活動時間	飛行時間	運航種別
51	1月 9日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:51	1:19	夜間運航
52	1月 15日	③	浜田消防	浜田市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:34	1:07	
53	1月 16日	③	江津消防	江津市	シビックセンター公園 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:17	0:50	
54	1月 16日	③	浜田消防	江津市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:26	1:03	
55	1月 17日	③	隠岐消防	海士町	海士町 → 松江赤十字病院	松江赤十字病院	1:26	1:04	夜間運航
56	1月 22日	③	江津消防	邑智郡	邑智病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:17	0:52	
57	1月 24日	③	江津消防	邑智郡	邑智病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:14	0:53	
58	1月 25日	③	浜田消防	浜田市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:28	1:04	
59	1月 29日	③	浜田消防	浜田市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:28	1:04	
60	2月 4日	③	益田消防	益田市	益田赤十字病院 → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:55	1:20	
61	2月 4日	③	隠岐消防	西ノ島町	西ノ島 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:47	1:04	夜間運航
62	2月 14日	③	浜田消防	浜田市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:40	1:07	
63	2月 26日	③	隠岐消防	隠岐の島町	隠岐病院 → 県立中央病院HP	島根県立中央病院	2:08	1:20	夜間運航
64	3月 5日	③	浜田消防	江津市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:37	1:08	
65	3月 8日	①	隠岐消防	隠岐の島町	現場上空 → 隠岐病院	隠岐病院	0:52	0:48	夜間運航
66	3月 18日	④	出雲消防	出雲市	県立中央病院HP → 阪神南広域防災拠点臨時HP	兵庫医科大学病院	4:41	2:41	
67	3月 19日	③	浜田消防	江津市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:25	1:01	
68	3月 27日	③	浜田消防	江津市	浜田医療センター → 島大医学部	島根大学医学部附属病院	1:49	1:09	
合 計							116:17	80:06	



(2) 救助活動

(区分)

- ①事故等における捜索
- ②事故等における救助
- ③その他

件数	出動月日	区分	発生場所	活動時間	飛行時間	運航種別
1	4月 17日	①	江津市桜江町	5:05	3:47	
2	4月 18日	①	江津市桜江町	2:07	2:07	
3	9月 21日	②	鳥取県米子市	0:29	0:29	
4	10月 2日	①	鳥取県西伯郡伯耆町	0:16	0:16	
5	10月 3日	①	安来市伯太町	4:13	3:36	
6	10月 18日	①	鳥取県米子市	1:30	1:30	
7	10月 21日	②	出雲市見々久町	0:27	0:27	
8	10月 23日	②	鳥取県東伯郡三朝町	0:51	0:51	
9	10月 30日	①	出雲市大社町	0:04	0:04	
10	11月 7日	②	安来市伯太町	0:29	0:29	
11	11月 10日	②	鳥取県西伯郡大山町	1:53	0:46	
12	11月 14日	①	鳥取県西伯郡大山町	1:00	0:43	
13	11月 25日	①	浜田市河内町	1:47	1:03	
14	12月 10日	①	鳥取県鳥取市青谷町	1:00	1:00	
15	1月 29日	①	松江市美保関町	1:22	1:22	
16	3月 8日	②	隠岐郡隠岐の島町	0:49	0:49	
合 計				23:22	19:19	



(3) 火災防御活動

(区分)

- ①大規模火災における空中消火活動
- ②情報収集及び情報伝達活動
- ③消火資機材等の搬送
- ④その他

件数	出動月日	区分	発生場所	飛行時間	散水回数	焼失面積	運航種別
1	4月 21日	②	浜田市弥栄町	0:06			
2	5月 5日	①	雲南市吉田町	1:26	4		
3	5月 22日	②	安来市伯太町	0:28		134m ²	
4	5月 26日	①	安来市伯太町	1:06	5	440m ²	
5	9月 18日	①	江津市都治町	1:49	10	100m ²	
6	12月 20日	①	大田市温泉津町	1:15	4		
合計				6:10	23	674m ²	

(4) 災害応急対策活動

(区分)

- ①災害等の状況把握
- ②緊急物資、医師等の搬送
- ③その他

件数	出動月日	区分	実施内容	飛行時間	運航種別
1	4月 9日	①	出雲市内・大田市内 島根県西部地震被害調査	1:24	
2	4月 18日	①	大田市内 島根県西部地震被害調査	1:12	
3	10月 1日	①	鳥取県内 台風24号被害調査	3:31	
4	1月 8日	②	隠岐郡隠岐の島町 人員搬送	1:05	
合計				7:12	



(5) 災害予防活動

- (区分)
- ①災害危険箇所の調査
 - ②各種防災訓練等への参加
 - ③災害等防止の広報活動
 - ④その他

番号	月 日	区分	実 施 内 容	時 間	運航種別
1	5 月 27 日	②	石見空港航空機事故消火救難総合訓練	1:40	
2	10 月 13 日	②	島根メディカルラリー	0:44	
3	10 月 14 日	②	吉賀町防災訓練	1:46	
4	10 月 26 日	②	原子力防災訓練	0:14	
5	10 月 28 日	②	三隅町防災訓練	1:53	
6	11 月 26 日	②	隠岐空港航空機事故消火救難総合訓練	1:00	
合 計				7:17	

(6) 技術習得訓練

訓練項目	回数	時間
①救助救出（リペリング・ホイスト）訓練	57	66:17
②消火散水（バケット）訓練	5	5:48
③水難救助訓練	5	4:31
④ヘリテレ操作訓練	2	2:55
⑤ヘリポート離着陸訓練	5	4:29
⑥地形慣熟訓練	2	2:27
⑦消防本部等との合同訓練	8	9:28
⑧その他（新隊員研修含む）	14	17:31
合 計	98	113:26

内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①救助・救出（リペリング・ホイスト）訓練	6	10	1			5	6	2	9	10	3	5	57
②消火散水（バケット）訓練	1	1						2		1			5
③水難救助訓練						1	3	1					5
④ヘリテレ操作訓練								2					2
⑤ヘリポート離着陸訓練	1					1	1	2					5
⑥地形慣熟訓練		1										1	2
⑦消防本部等との合同訓練		1					3	4					8
⑧その他（新隊員研修含む）									1		6	7	14
合 計	8	13	1	0	0	7	13	13	10	11	9	13	98

(7) 一般行政活動

- (区分) ①行政視察 ②啓発活動 ③各種イベントに伴う展示等
④行政用写真撮影等 ⑤その他

番号	月 日	区分	実 施 内 容	飛行時間
1	10 月 20 日	③	隠岐消防フェア	1:25
2	3 月 26 日	⑤	三瓶山西の原火入れ警戒	1:26
3	3 月 26 日	⑤	三瓶山西の原火入れ警戒	0:33
合 計				3:24

(8) その他の活動

- (区分) ①テスト飛行等 ②総括管理者が必要と認める活動
③離着陸場等の調査

番号	月 日	区分	実 施 内 容	飛行時間
1	4 月 14 日	①	テストフライト (機体整備)	0:13
2	4 月 15 日	①	テストフライト (機体整備)	0:45
3	6 月 3 日	①	ホイスト荷重試験	0:53
4	6 月 4 日	①	耐空検査に伴う機体搬入	1:54
5	8 月 16 日	①	テストフライト (耐空検査)	0:50
6	8 月 17 日	①	テストフライト (耐空検査)	2:10
7	8 月 20 日	①	テストフライト (耐空検査)	1:00
8	8 月 21 日	①	テストフライト (耐空検査)	1:30
9	9 月 3 日	①	テストフライト (耐空検査)	1:53
10	9 月 6 日	①	テストフライト (耐空検査)	0:50
11	9 月 11 日	①	耐空検査に伴う機体領収	1:54
12	10 月 8 日	①	テストフライト (機体整備)	0:25
13	10 月 18 日	①	テストフライト (機体整備)	0:28
合 計				14:45

(9) 運航に伴う地上活動

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
場 外 調 査				3	1	4		2				1		11
訓 練 場 調 査				5	1	3	1	2		2				14
事 務 連 絡		8	6	8	8	13	4	6	8	7	4	3	4	79
訓練参加 (地上隊)		7	15	3	2		8	20	12	7	8	8	19	109
災害出動 (場外支援)		5	6		2		2	2	1	4	6	3	2	33
合 計		20	27	19	14	20	15	32	21	20	18	15	25	246

(10) 整備状況

番号	実施年月日	総飛行時間	作業内容	作業時間
1	H30. 4. 1	1533 : 34	50時間点検 (機体) 不具合修正 (部品交換)	7.5時間
2	H30. 4. 10	1538 : 13	60日点検 (救急装備品)	0.5時間
3	H30. 4. 14~15	1543 : 29	100サイクル、3時間又は1ヶ月点検 (救助用ウインチ) 不具合修正 (部品交換)	6.25時間
4	H30. 4. 17	1550 : 07	30時間点検 (発動機)	0.5時間
5	H30. 5. 9	1570 : 59	100サイクル、3時間又は1ヶ月点検 (救助用ウインチ)	0.5時間
6	H30. 5. 15	1576 : 39	30時間点検 (発動機)	0.5時間
7	H30. 5. 17~18	1577 : 46	100時間点検 (機体、発動機)	15時間
8	H30. 6. 3~9. 11	1599 : 15	エマージェンシーフロート取り付け 耐空検査更新整備	532.5時間
9	H30. 9. 26	1627 : 00	30時間点検 (発動機)	0.5時間
10	H30. 10. 3~4	1639 : 40	50時間点検 (機体) 100サイクル、3時間又は1ヶ月点検 (救助用ウインチ)	11.5時間
11	H30. 10. 10	1642 : 10	不具合修正 (部品交換)	3.5時間
12	H30. 10. 14	1645 : 00	60日点検 (救急装備品)	0.5時間
13	H30. 10. 18	1649 : 32	不具合修正 (部品交換)	4時間
14	H30. 10. 19	1652 : 59	30時間点検 (発動機)	0.5時間
15	H30. 10. 30	1669 : 26	100サイクル、3時間又は1ヶ月点検 (救助用ウインチ)	0.5時間
16	H30. 11. 7	1682 : 04	30時間点検 (発動機)	0.5時間
17	H30. 11. 13	1684 : 23	100時間点検 (機体、発動機)	7.5時間
18	H30. 11. 29	1697 : 37	100サイクル、3時間又は1ヶ月点検 (救助用ウインチ)	0.5時間
19	H30. 12. 13	1707 : 59	60日点検 (救急装備品) エマージェンシーフロート取り付け	3時間
20	H30. 12. 14	1709 : 20	30時間点検 (発動機) エマージェンシーフロート取り外し	2時間
21	H30. 12. 26	1716 : 59	不具合修正 (部品交換) 6ヶ月点検 (メインバッテリーの交換等)	7.5時間
22	H30. 12. 28	1719 : 15	100サイクル、3時間又は1ヶ月点検 (救助用ウインチ)	0.5時間
23	H31. 1. 10~11	1729 : 31	50時間点検 (機体) 300サイクル又は6ヶ月点検 (救助用ウインチ) 100サイクル、3時間又は1ヶ月点検 (救助用ウインチ)	13.5時間

24	H31.1.18	1736:12	30時間点検（発動機）	0.5時間
25	H31.1.22~23	1738:31	不具合修正（部品交換）	4.5時間
26	H31.2.8	1749:39	救助用ウインチの交換 不具合修正（部品交換）	7.5時間
27	H31.2.11	1750:02	60日点検（救急装備品）	0.5時間
28	H31.3.5	1761:31	100サイクル、3時間又は1ヶ月点検（救助用ウインチ）	0.5時間
29	H31.3.8	1764:19	30時間点検（発動機）	0.5時間
30	H31.3.16~17	1771:24	100時間点検（機体、発動機）	15時間
31	H31.3.27	1782:50	100サイクル、3時間又は1ヶ月点検（救助用ウインチ）	0.5時間

は運航不能通知配信を伴う作業

運航不能内訳

No.1	4.1 0:00 (3.30 11:00)	~	4.1 17:15		17:15
No.3	4.13 14:15	~	4.15 13:00	1日	22:45
No.7	5.17 8:30	~	5.18 17:15	1日	7:45
No.8	6.3 8:30	~	9.11 17:15	100日	7:45
No.10	10.3 12:30	~	10.4 17:15	1日	6:45
	10.9 8:30	~	10.9 17:15		7:45
					(故障探究のため運休)
No.11	10.10 14:15	~	10.10 17:41 (日没)		3:26
	10.16 8:30	~	10:16 17:33 (日没)		9:03
					(故障探究のため運休)
No.13	10.18 8:30	~	10.18 13:00		4:30
No.17	11.13 8:30	~	11.13 17:15		7:45
No.19	12.13 14:00	~	12.13 17:15		3:15
No.20	12.14 13:00	~	12.14 15:00		2:00
No.21	12.20 20:30	~	12.26 17:15	5日	20:45
No.23	1.10 8:30	~	1.11 15:30	1日	7:00
No.25	1.22 16:00	~	1.23 12:00		20:00
No.26	2.8 8:30	~	2.8 17:15		7:45
No.30	3.16 8:30	~	3.17 17:15	1日	7:45

運航不能日数 131日 (10.3~10.17までの夜間運航不能日を含む)

(1日8.0時間以上の運航不能日数)

(耐空検査更新整備を除くと31日)

(11) 他機関における救急活動（航空自衛隊美保基地）

(区分)

- ①傷病者の救急搬送 ②医師、血液等の搬送 (運航種別 夜間運航は日の入時刻から日の出時刻まで)
 ③県内への転院搬送 ④県外への転院搬送 ⑤その他

件数	出動月日	区分	要請機関	患者住所	搬送区間	搬送先	活動時間	運航種別
1	5月18日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保基地	松江赤十字病院	1:10	
2	8月23日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保基地	島根県立中央病院	1:11	夜間運航
3	12月30日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保基地	松江赤十字病院	1:07	夜間運航
合 計							3:28	

(12) 他機関における救急活動（第八管区海上保安本部美保航空基地）

(区分)

- ①傷病者の救急搬送 ②医師、血液等の搬送 (運航種別 夜間運航は日の入時刻から日の出時刻まで)
 ③県内への転院搬送 ④県外への転院搬送 ⑤その他

件数	出動月日	区分	要請機関	患者住所	搬送区間	搬送先	活動時間	運航種別
1	4月14日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→出雲空港	島根県立中央病院	2:28	夜間運航
2	5月7日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保航空基地	島根県立中央病院	1:21	夜間運航
3	5月8日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保航空基地	島根県立中央病院	1:07	夜間運航
4	6月5日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保航空基地	島根大学医学部附属病院	1:05	夜間運航
5	6月6日	③	知夫村	知夫村	知夫村→県立中央病院HP	島根県立中央病院	1:50	
6	6月13日	③	西ノ島町	西ノ島町	西ノ島→美保航空基地	島根県立中央病院	1:00	夜間運航
7	6月21日	③	海士町	海士町	海士町→松江赤十字病院	松江赤十字病院	1:30	夜間運航
8	6月29日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→松江赤十字病院	松江赤十字病院	1:20	
9	7月2日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→県立中央病院HP	島根県立中央病院	2:10	夜間運航
10	8月20日	③	隠岐の島町	大阪府	隠岐病院→県立中央病院HP	島根県立中央病院	2:15	夜間運航
11	9月5日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保航空基地	松江赤十字病院	1:31	夜間運航
12	9月7日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保航空基地	松江赤十字病院	1:22	
13	9月10日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保航空基地	松江赤十字病院	1:15	
14	9月29日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保航空基地	松江赤十字病院	1:22	
15	10月12日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→松江赤十字病院	松江赤十字病院	1:38	夜間運航
16	10月15日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐病院→松江赤十字病院	松江赤十字病院	1:43	夜間運航
17	1月4日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保航空基地	島根県立中央病院	1:14	夜間運航
18	1月31日	③	隠岐の島町	隠岐の島町	隠岐空港→美保航空基地	松江赤十字病院	1:40	夜間運航
合 計							27:51	

(13) 他機関における救急活動（鳥取県消防防災航空隊）

(区分)

- ①傷病者の救急搬送 ②医師、血液等の搬送 (運航種別 夜間運航は日の入時刻から日の出時刻まで)
 ③県内への転院搬送 ④県外への転院搬送 ⑤その他

件数	出動月日	区分	要請機関	患者住所	搬送区間	搬送先	活動時間	運航種別
1	8月5日	①	大田消防	愛知県	現場上空→西の原	大田市立病院	0:47	
2	8月22日	①	大田消防	広島県	現場上空→西の原	大田市立病院	1:33	
合 計							2:20	

(14) 他機関における救急活動（広島県防災航空隊）

（区分）

- ①傷病者の救急搬送 ②医師、血液等の搬送 （運航種別 夜間運航は日の入時刻から日の出時刻まで）
 ③県内への転院搬送 ④県外への転院搬送 ⑤その他

件数	出動月日	区分	要請機関	患者住所	搬送区間	搬送先	活動時間	運航種別
1	10月18日	③	益田消防	益田市	益田赤十字病院→出雲空港	島根県立中央病院	3:06	夜間運航
合 計							3:06	

(15) 他機関における災害活動

件数	出動月日	種別	出動機関	発生場所	活動時間	運航種別	
1	5月5日	火災	鳥取防災	雲南市吉田町	0:04		
2	7月7日	救助	山口防災	江津市桜江町	1:21		
3	7月10日	救助	鳥取防災	雲南市三刀屋町	1:09		
4	8月5日	救助	鳥取防災	大田市三瓶町	1:01		
5	8月6日	救助	鳥取防災	出雲市地合町	2:49		
6	8月22日	救助	鳥取防災	大田市三瓶町	2:01		
合 計						8:25	



緊急運航年度別出動状況

緊急運航種別	活動機関	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
救 急 活 動	島根防災	49	52	73	75	76	43	71	68	108
	他 機 関	18	13	9	15	14	22	9	31	33
救 助 活 動	島根防災	1	2	4	2	1		4	5	7
	他 機 関									
火 災 防 御 活 動	島根防災	12	9	6	2		6	4	3	8
	他 機 関									
災害応急対策活動	島根防災	17	4	20	7	3	7	6	1	7
	他 機 関					1			1	
合 計		97	80	112	101	95	78	94	109	163

他機関を除く島根防災出動件数	79	67	103	86	80	56	85	77	130
----------------	----	----	-----	----	----	----	----	----	-----

緊急運航種別	活動機関	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
救 急 活 動	島根防災	84	74	81	100	65	84	52	72	54
	他 機 関	35	24	41	32	28	32	24	32	20
救 助 活 動	島根防災	7	7	10	15	12	12	3	14	9
	他 機 関				1	1	1			2
火 災 防 御 活 動	島根防災	4	2	5	3	7	1	2	5	5
	他 機 関				1		2		5	1
災害応急対策活動	島根防災	16	14	1	5	3	0	1	8	1
	他 機 関									
合 計		146	121	138	157	116	132	82	136	92

他機関を除く島根防災出動件数	111	97	97	123	87	97	58	99	69
----------------	-----	----	----	-----	----	----	----	----	----

緊急運航種別	活動機関	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	合計
救 急 活 動	島根防災	65	55	77	66	95	89	68		1796
	他 機 関	10	21	28	28	19	28	24		590
救 助 活 動	島根防災	14	14	19	19	26	25	16		248
	他 機 関	2	4	1	2	5	9	5		33
火 災 防 御 活 動	島根防災	5	3	4	5	4	10	6		121
	他 機 関		2	1	2		2	1		17
災害応急対策活動	島根防災	2	8	1		3	3	4		142
	他 機 関		1				1			4
合 計		98	107	131	120	152	167	124		2948

他機関を除く島根防災出動件数	86	80	101	90	128	127	94	0	2307
----------------	----	----	-----	----	-----	-----	----	---	------



防災航空隊資機材一覧表

隊員保護用

平31年4月1日現在

資機材名	型式	数量	備考
フルボディハーネス	ペツル AVAO BOD	10	隊員貸与
救助ベスト	トンボ製 島根防災仕様	10	隊員貸与
災害活動用靴	モンベル ツオロミーブーツ	10	隊員貸与、ライトスパッツロング付
救急活動用靴	サロモン	10	隊員貸与
安全帯	ペツル パッドファスト	4	長さ1,200mm×幅50mm
防音用ヘッドホン	AO-1720(AOイヤーマフ)	3	(株)ライフサポート
救命胴衣	SWITLIK-HV35C	5	炭酸ガスボンベ使用
救命胴衣	SWITLIK-HV35X	4	炭酸ガスボンベ使用
救命胴衣	F型	3	
ICS内蔵型ヘルメット	GENTEX/MSA	10	SPH-5、デュアルバイザー
活動用ヘルメット	ペツル バーテックスベント	10	ペルターヘッドセット付
防寒着	モンベル ゴアテックス上下	15	ドロワットパーカー・ストームクルーザー
サバイバルスーツ	ノーザンファクトリー MAC-10	16	防寒用被服

救助用

資機材名	型式	数量	備考
パーティカルストレッチャー	FERNO	2	
メッシュ担架	CMC タイタンTiスプリット	1	リッターシールド付
デラックスサバイバースリング	イオンインターナショナル・AC01-070-00	2	
レスキューシザー	C45スチール・クロム	2	
救命浮輪	PC25・BY435・P290	5	
デラックス・エバックハーネス	イオンインターナショナル・AC01-010-01	1	
デラックス・エバックハーネス	イオンインターナショナル・AC01-012-00-00	2	ラージサイズ
エンジェルハーネス	イオンインターナショナル・AC01-011-00	1	
レスキュースリング	STD-1-1000-01	2	
EMS降下用リュック	MERET	1	観察、処置資機材一式
キャビンマット	救助仕様	1	

消火用

資 機 材 名	型 式	数 量	備 考
自給・自立式散水用バケツ	MGエンジニアリング	2	容量600ℓ
小型動力ポンプ	ラビット・C-1級	1	15ps・530ℓ/分
吸水管	サクラACLHEXPスーパーテラックス	2	65mm×6m
ストップバルブ	AKK	2	
ホース	キンパイ65mm×20m	10	13kg対応・AC金具付
双口接手(分水器)	ヨネ・MC分岐	1	
ホース異径媒介	50mmメス→65mmオス	3	町野式
バケツ給水用管鉗		2	

水難救助用

資 機 材 名	型 式	数 量	備 考
ウェットスーツ・ブーツ	アクアラング	各10	隊員個人貸与
潜水用ヘルメット・マスク・スノーケル	アクアラング	各10	隊員個人貸与
ショートフィン	アクアラング	2	
レスキューチューブ	ライフガード	1	
ライフジャケット	GILL	10	備 品
ゴムボート一式	ゾディアックYL285 HONDA船外機	1	
キャビンマット	水難救助仕様	1	水難救助用
サーフェイスドライスーツ		3	
自動膨張式救命具	マリンポーチ	1	
ナイフ	アクアラング	1	
シーマーカー		2	

山岳救助用

資 機 材 名	型 式	数 量	備 考
防寒着(上下)	モンベル	3	
グローブ	モンベル	3	
アイゼン		3	
ピッケル	ESCO EA758C-85	3	
LEDランタン	モンベル	3	
LEDヘッドライト	ペツル	2	
ゾンデ棒	クイックドローツアープローブ	3	
ザック	ゼロポイント アルパインパック60	3	
ビーコン	マムート エレメントバリーボックス	3	
ショベル		3	
寝袋	モンベル バロウバッグ	3	
ジェットボイル		1	
テント		2	

救急用

資 機 材 名	型 式	数 量	備 考
AEDトレーニングシステム	レールダル (リトルアン、FR2トレーナー)	1式	トレーニングパッド:成人用、小児用
電動噴霧器	フオグ・マスター(AE-20-15-52)	1	ターンテーブル付
蒸気滅菌器	ユヤマ オートクレーブ YS-A-C107	1	
ウエストポーチ	mont bell	5	降下隊員用
救急カバン	EC-C009(240×100×210mm)	1	外傷キット
バックラック	FERNO モデル274-1	1	モニターテーブル
KED	FERNO 125-1	2	
ショートボード	コーケン プロライト・スピードボード	1	
バックボード一式	ワコー商事 スペースサブ	2	折畳み式(ヘッドイモビライザー・固定ベルト)
バックバルブマスク	アンプ 成人用、小児用	各1	インハレーター2用バルブ付き
オートベント2000一式	AE-20-11-76(ソフトケース付)	1	減圧弁モデル801J×2
酸素ボンベ	1. 10:2本、20:2本、3. 40:3本	7	
患者監視モニター	GE Dash-3000	1	
携帯ECGモニター	日本光電 WEC-7101	1	
血中酸素飽和度測定器		2	
除細動器(AED)	ハートスタートFR2(M3860A)	1	フィリップス社(小児パッド配備)
ポータブル吸引器	Q-Suction	1	
電動吸引器	パワーミニック	1	
喉頭鏡	IMIウェルチアレン ブレード#1~#3	1式	
マギール鉗子	大、小	各1	
経鼻エアウエイ	6, 7, 8, 9mm	各1	
カーディオポンプ	IMIアンプ	1	
聴診器	リットマン クラシックII	5	
インハレーター2		1	
ERCバックパックポータブル	FW-20-16-44	1	20ボンベ固定ベルト(改造)
オキシクリップ	酸素ボンベ固定用	1	
骨伝導補聴器	テムコジャパン「きくちゃん」	1	
輸液ポンプ	TOP-3300	1	
体温計	電子体温計×2 耳式体温計×1	3	表示範囲:32℃~42℃
留置針 20G・22G	メディキット スーパーキャスZ5	各50個	出雲消防へ管理委託
アドレナリン	テルモエピネフリン注0.1%シリンジ	10個	出雲消防へ管理委託
輸液セット	ジェイ・エム・エス・JY・C50/SA	25セット	出雲消防へ管理委託
乳酸リンゲル液	ラクテック注(500ml)	20本	出雲消防へ管理委託

撮影用・広報用

資 機 材 名	型 式	数 量	備 考
デジタルビデオ・カメラ	Canon	1	ヘリテレ用
ビデオデッキ	ソニー・Hi-Fiビデオ SLV-NR500	1	
〃	シャープ・VC-HF830	1	
〃	JVC・SRHD-1500	1	ヘリテレ用BDレコーダー
〃	TOSHIBA REGZA RD-B2700		
〃	Panasonic VMR-BW690		
〃	シャープ・BD-NW1200	1	
〃	SONY・PMW-EX30	1	ヘリテレ映像保存用
スポーツカメラ	Panasonic	4	
デジタルカメラ	NIKON COOLPIX P610	1	
ビデオカメラ	Panasonic HDC-TM30	1	
ビデオ投下用コンテナ		1	

その他

資 機 材 名	型 式	数 量	備 考
デジタル携帯無線機	Fujitsu	10	
アナログ携帯無線機	icom(IC-VH37MFT)	10	5W・防災波・防災相互波
トランシーバー	STANDARD	10	緊急時安全対策交付金(原子力安全対策課)
双眼鏡	フジノン・スタビスコープ	1	ジャイロ付
トランジスタメガホン	15W	2	
ヘリ誘導灯		4	赤2・緑2
訓練用人形	コータロー	3	
デジタル計量器		2	
発動発電機	ホンダEB900	2	
投光器付発電機	ホンダEG2300・ハロゲン500W×4	2	
非常用夜間着陸照明装置	三徳電装	1	7灯構成
ラインマーカー		1	
スノーダンプ		2	大1・小1
モッコ	4m×4m×10目	3	台付ロープ付
小モッコ	1.5m×1.5m	2	
スティールウェルフライヤー		1	ヘリコプター輸送用水槽タンク
ウインド・メッセ		5	簡易型風力計
ドラムハンディー		1	ドラム缶搬送器具
電動式燃料給油ポンプ	工進 FR-200	1	AC100V・29gal/min
手動式燃料給油ポンプ	武蔵技研P-32B型	1	

携帯電話	ドコモ P-01H	2	うち1つは緊急消防援助隊メール対応
サンダー	東芝DM-100M	1	
手押し運搬車		7	大3、中2、小2
ワールドタイマー	カールEC-6600	1	
刈払い機(草刈機)		3	
吹き流し		2	
コードレス・リッター	BR100Mロブテックス	1	救急リッター修理用
ハンディナビゲーション		6	
対航空機用可搬型無線電話装置一式	三徳航空電装・FSG71MPC・FSG5W	一式	災害支援用
コンパスグラス	石神井計器製作所・HB-3	1	〃
カーナビゲーションシステム	パイオニア	2	航空隊1・航空隊2 災害活動支援用
エンジンカッター	スチールTS360AVSE	3	
チェンソー	スチール	3	
弁慶		2	
ターボスタート	テスラー社	1	TI 1000 GPU-24
スポットクーラー		1	
リジウム衛星電話	9505A	1	
アイソポッド	陰圧式患者搬送器具	2	
表面線量計	Rad Eye B20	1	総務省消防庁無償貸与
空間線量計	Rad Eye 10-G	2	総務省消防庁無償貸与
個人線量計	PDM-222C-SH	8	総務省消防庁無償貸与

体力練成器具

資 機 材 名	型 式	数 量	備 考
バーベルセット		1	
腹筋台		2	
ベンチ・プレス		1	
ダンベル		1	
マルチトレーナー		1	

車 両

資 機 材 名	型 式	数 量	備 考
トヨタ・レジアスエース	CBF-TRH216K・ガソリン	1	緊急車指定・無線機付・島根800 さ 57-74
三菱・デリカD5	LDA-CV1W・ディーゼル	1	緊急車指定・無線機付・島根800 さ 93-16
トヨタ・ダイナ	KG-LY220改・ディーゼル	1	緊急車指定・電源搭載車・島根800 さ 47-85
TAGカー(トヨタ)	TG10-16222・ガソリン	1	場内専用車両
GPU	HOBART JET-EX5D・軽油	1	

防災航空隊訓練施設

平成31年4月1日現在

施設名	設計	数量	備考	
屋内降下訓練塔 (実機同型)	縛止金具	1	格納庫内 ホイストケーブル・フックは機体と同じものを使用。	
	出入口			
	ステップ			
	スキッド			
	床高			5.0m
	ブーム・ウインチ			リモコン
	ウインチ最大荷重			200kg

急患搬送時の搭載資機材一覧表

平成31年4月1日現在

	資機材名	型式	数量	備考
救急 バ ッ ク 内	EMSバッグ	FARNO	1	
	電動吸引器	ポータブル吸引器	1	
	酸素マスク	高濃度用マスク・中濃度用マスク	各1	大・小・鼻カニューラ
	インハレーター II		1	
	携帯ECGモニター	日本光電 WEC-7101	1	
	耳式体温計	テルモM30	1	表示範囲:32℃~42℃
	電子体温計	テルモC202	1	表示範囲:32℃~42℃
	バックバルブマスク	アンプ 成人用	1	インハレーター II 用バルブ付き
	血中酸素飽和度	smiths デイジェット	1	
	手首血圧計	オムロンHEM-650	1	
	聴診器	リットマン クラシック II	1	
	経鼻エアウェイ		4	
	経口エアウェイ		2	
	ペンライト		1	
	はさみ		2	
	電源タップ		1	
	マギール鉗子		1	
	喉頭鏡		1	
機 内 搭 載 資 機 材	患者監視モニター	Dash-3000	1	GE Healthcare
	除細動器 (AED)	ハートスタートFR2 (M3860A)	1	フィリップス社 (小児パッド配備)
	骨伝導補聴器	テムコジャパン「きくちゃん」	1	
	DC-ACインバーター		1	1000W対応、100V (2口)
	救命ボート	EAM-T9 LIFE RAFT	1	9人用
	救命胴衣	F-97型	3	
	防音用ヘッドホーン	AO-1720 (AOイヤーマフ)	2	(株)ライフサポート (患者用、付添用)
	衛星電話	AirCell ST3100	1	機体装備品
	サージカルマスク			
酸素ボンベ	2ℓ	1	MERETバッグ内	
自動膨張式救命具	マリンポーチ	1		

飛行場外離着陸場許可状況

平成31年4月現在

市町村	箇所数	番号	離着陸場名	番号	離着陸場名	番号	離着陸場名
松江市	3	5	錦浜 No.2(訓練場)	14	島根県消防学校	16	松江赤十字病院
安来市	1	6	山佐ダム(訓練場) 特殊地域				
雲南市	1	24	尾原ダム				
飯南町	1	25	志津見ダム				
出雲市	4	7	島大医学部	8	斐川牧場	13	斐伊川河川敷公園
		18	神戸川				
大田市	2	9	西の原 防災対応	15	(大田)市立病院 防災対応		
江津市	1	10	江の川河川敷				
美郷町	1	19	美郷町防災公園(ヘリポート)				
邑南町	1	12	邑智病院				
浜田市	2	4	下府(水防センター)	21	浜田医療センター		
益田市	3	11	高津川左岸河川敷	23	匹見澄川ヘリポート	26	益田赤十字病院
津和野町	1	20	なごみの里 防災対応				
吉賀町	1	22	吉賀町飛行場外				
隠岐の島町	1	17	隠岐病院				
海士町	1	3	海士町(ヘリポート)				
西ノ島町	1	1	西ノ島(ヘリポート)				
知夫村	1	2	知夫村(ヘリポート)				
空港	3		出雲空港		隠岐空港		石見空港
ヘリポート	1		県立中央病院屋上HP				
計	場外離着陸場26箇所・空港3箇所・ヘリポート1箇所						

No.	離着陸場名	所在地	離着陸場の状況					土地所有者 又は 管理者		電 話	備 考
			広さ(m ²)	表 面	離着陸の方向	恒風	標高(m)				
1	西ノ島	隠岐郡西ノ島町大字美田	120×80	アスファルト	013° /193°	NNW	33	西ノ島町	08514-6-0101	夜間照明あり	
2	知夫村	隠岐郡知夫村273	100×80	アスファルト	360° /180°	NNW SE	65	知夫村	08514-8-2211	夜間照明あり	
3	海士町	隠岐郡海士町吉津	25×20	アスファルト	060° /240°	NW	27	海士町	08514-2-0111	夜間照明あり	
4	下 府	浜田市下府町横路785	100×40	アスファルト	333° /153° 315° /135°	NW	6	浜田市	0855-22-2612	水防センター 夜間簡易照明設置可能	
5	錦浜 NO2	松江市東出雲町錦浜	500×30	草地 転圧	100° /280°	NW	2	国土交通省 出雲河川事務所 大橋川出張所	0852-22-2280	訓練場	
6	山佐ダム	安来市広瀬町上山佐3036-11	130×65	芝 転圧	145° /325°	NW	200	広瀬土木事務所	0854-35-0156	訓練場 (特殊地域適用)	
7	島大医学部	出雲市塩冶町89-1	34×30	コンクリート	078° /258° 103° /283°	W	10	島根大学	0853-23-2111	島根大学医学部 夜間照明あり	
8	斐川牧場	出雲市斐川町出西	100×60	草地	315° /135° 340° /160°	NW SE	158	出雲市	0853-21-2212	訓練場	
9	(防災対応) 西の原	大田市三瓶町池田	100×50	コンクリート	160° /340°	NW	456	大田市	08548-2-1600		
10	江の川河川敷	江津市渡津町197-1	113×80	芝 転圧	180° /360°	N	1	国土交通省 浜田河川国道事務所	0855-52-2926	江の川右岸河川敷 サッカー場	
11	高津川左岸河川敷	益田市高津町高津川 左岸河川敷	15×15	アスファルト	310° /130°	NW	0.7	国土交通省 浜田工事事務所	0855-22-2480	訓練場	
12	邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	75×30	アスファルト	160° /191°	NE	204	邑智病院	0855-95-2111		
13	斐伊川河川敷公園	出雲市武志町斐伊川河川敷	200×400	転圧 砂利	360° /180° 230° /050°	W	8.5	出雲市	0853-21-2211	斐伊川左岸河川敷 (訓練場)	
14	島根県消防学校	松江市乃木福富町735-2	120×85	転圧 芝地	159° /339° 277° /097°	SE	27.2	島根県消防学校長	0852-22-0166		
15	(防災対応) (大田)市立病院	大田市大田町吉永1477	75×65	コンクリート	025° /205°	NW	17	大田市	0854-82-1600		
16	松江赤十字病院	松江市母町200	23.2×20	アルミ合金	090° /270°	NW	64.28	松江赤十字病院	0852-21-2111	松江赤十字病院屋上 夜間照明あり	
17	隠岐病院	隠岐の島町城北町355	21×21	ウレタン樹脂	120° /300°	NW	26	隠岐広域連合	08512-6-9150	隠岐病院屋上 夜間照明あり	
18	神戸川	出雲市西園町神戸河川敷	20×20 (着陸帯)	草地	170° /350°	NW	3	国土交通省 出雲河川事務所 神戸川放水路管理室	0853-20-1758	訓練場	
19	美郷町防災公園	邑智郡美郷町久保22-3	14×12 (着陸帯)	アスファルト	030° /120°	NW	90	美郷町	0855-75-1211	美郷町防災公園内 ヘリポート	
20	(防災対応) なごみの里	鹿足郡津和野町鷺原イ117-1	40×40	アスファルト	115° /295°	NW	180	津和野町	0856-74-0021	津和野温泉前 ヘリポート	
21	浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	21×21	アルミ合金	180° /270°	NW	63	浜田医療センター	0855-25-0505	浜田医療センター屋上 夜間照明あり	
22	吉賀町飛行場外	鹿足郡吉賀町六日市386-2	20×17	アスファルト	060° /240°	NW	312	社団医療法人石州会	0856-77-1581	六日市病院	
23	匹見澄川ヘリポート	益田市匹見町澄川イ1861-1	18×18	アスファルト	060° /240° 210° /030°	NW	203	益田市匹見総合支所	0856-56-0300		
24	尾原ダム	雲南市木次町平田211-5	20×20	アスファルト	100° /280°		210	島根県雲南整備事務所	0854-42-9600	訓練場	
25	志津見ダム	飯石郡飯南町角井1891-20	20×20	芝	030° /210°		290	国土交通省 出雲河川事務所 志津見ダム管理支所	0854-73-0222	訓練場	
26	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	21×21	コンクリート	180° /360°		31	益田赤十字病院	0856-22-1480	益田赤十字病院屋上 夜間照明あり	

島根県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次	
第1章 総則	(第1条～第3条)
第2章 防災航空管理所	(第4条～第6条)
第3章 運航管理	(第7条～第15条)
第4章 使用手続	(第16条、第17条)
第5章 安全管理	(第18条～第20条)
第6章 教育訓練	(第21条、第22条)
第7章 事故防止対策等	(第23条～第25条)
第8章 雑則	(第26条、第27条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、島根県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 防災業務 | 航空機を利用して行う消防防災活動をいう。 |
| (2) 防災航空管理所長 | 島根県行政組織規則第16条第2項に基づき、消防総務課防災航空管理所（以下「防災航空管理所」という。）に設置する管理所長をいう。 |
| (3) 防災航空隊 | 消防組織法第30条第3項の規定に基づき、市町村の消防支援のため島根県行政組織規則第12条第4項で定める航空消防隊をいう。 |

第2章 防災航空管理所

(防災航空隊の設置)

第4条 業務を円滑に遂行するために、市町村消防本部及び市町村一部事務組合消防本部派遣の消防職員で防災航空隊を構成する。

- 2 防災航空隊は、防災航空隊長（以下「隊長」という。）、副隊長及び隊員からなる。
- 3 防災航空隊は、直接防災業務に従事する。

(隊長等の任務)

第5条 隊長は、防災航空管理所長を補佐するとともに、副隊長及び隊員を指揮監督して業務の効果的な遂行に努めなければならない。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代理する。

(搭乗者の指定)

第6条 防災航空管理所長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗するものを指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第7条 航空機の運航管理の総括は、防災部長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第8条 航空機の運航管理に関する事務は、消防総務課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航管理者)

第9条 防災航空隊の指揮監督並びに航空機の維持管理に関する事務は、防災航空管理所長（以下「運航管理者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第10条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しない場合は、運航管理者が航空機に搭乗する防災航空隊員の中から、運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、搭乗した防災航空隊員及び他の搭乗者を指揮監督し、業務の円滑な遂行に万全を期さなければならない。

(業務計画)

第11条 運航管理者は、防災業務を適正かつ円滑に行うため運航管理責任者の承認を得て、航空機の業務計画を定めなければならない。

2 業務計画は、年度業務計画（様式第1号）及び月間業務計画（様式第2号）とする。

(運航基準)

第12条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の救助及び救出など

(3) 火災防衛活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など

(4) 災害応急対策活動

災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送など

(5) 災害予防活動

災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加など

(6) 技術習得訓練活動

上記活動を実施するに必要となる技術を習得するための訓練

(7) 一般行政活動

一般行政及び啓発活動での活用

(8) その他総括管理者が必要と認める活動

- 2 航空機の運航は、整備点検及び気象条件等により運航できない場合を除き、原則として、午前8時30分から午後5時15分（以下「運航時間」という。）までの間とする。ただし、第13条に規定する緊急運航及び総括管理者が特に認める場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第13条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第4号に規定する運航をいう。

- 2 緊急運航は、前条第1項第5号から第8号に規定する運航及び前条第2項に規定する運航時間に優先する。
- 3 運航管理責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航管理者に指示しなければならない。
- 4 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(報 告)

第14条 運航指揮者は、運航を行ったときは、運航状況及び運航中に得た情報等について、速やかに、運航管理者に報告しなければならない。

- 2 運航管理者は、運航指揮者から報告を受けたときは、業務報告書（様式第3号）を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第15条 運航管理者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議のうえ、飛行場外離着陸場等を調査選定し、必要な書類を整備するとともにその状況を常に把握しておかなければならない。

第4章 使用手続

(使用手続)

第 16 条 航空機の使用（緊急運航を除く。）を希望するものは、使用を希望する月の前々月の末日までに当該使用について、防災ヘリコプター使用申請書（様式第 4 号）を総括管理者に提出するものとする。

（使用承認）

第 17 条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的及び内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（様式第 5 号）を交付するものとする。

第 5 章 安全管理

（安全管理）

第 18 条 総括管理者は、航空関係法令並びに国土交通大臣の定める航空機の運用限度等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

第 19 条 運航管理責任者は、防災業務の遂行にあたり、隊員の任務等の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

第 20 条 運航管理者は、防災業務の遂行にあたっては、隊員の任務等が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めるとともに、航空機、格納庫施設及び機体装備品等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限に発揮できる状態にしておかななければならない。

第 6 章 教育訓練

（防災航空隊の教育訓練）

第 21 条 総括管理者は、防災航空隊の教育訓練を実施するために必要な体制並びに施設、設備等の整備充実を図り、防災航空隊の技術等の向上に努めなければならない。

（他機関との連携訓練）

第 22 条 運航管理責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町村及び消防防災関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

第 7 章 事故防止対策等

（捜索及び救難体制の確立）

第 23 条 総括管理者は、航空機事故が発生する恐れ、又は発生した疑いがある場合、若しくは航空機事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理体制を確立しなければならない。

（航空機事故発生時の措置）

第 24 条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障及び気象状況の変化により航

空機事故が発生する恐れのある場合又は発生した場合は、法第75条の規定に基づき機長が行う急迫した危難が生じた場合の措置に協力し、人命及び財産に対する危難の防止に万全の措置を講ずるとともに、その状況を直ちに運航管理者に報告しなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の報告を受けるか情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに捜索救難活動を開始するとともに、運航管理責任者及び総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第25条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因及び被害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑 則

(記録及び保存)

第26条 運航管理者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

- 2 総括管理者は、航空関係法令等に基づき、国土交通大臣に必要な報告を行わなければならない。

(施行の細目)

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年2月1日から施行する。ただし、第12条から第13条の規定は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 平成6年2月1日から同年3月31日までの間の運航については、運航管理責任者が定めた業務計画に基づき運航する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

[様式第1号]

島根県防災ヘリコプター平成

年度業務計画

島根県防災部消防総務課

区分		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計		
航空隊	操縦士	夜間飛行																
		計器飛行																
		県中HP訓練																
	隊員訓練	リペ・ホイスト訓練	リペ・ホイスト訓練															
			散水訓練															
			ヘリテレ送受信訓練															
		水難訓練	水難訓練															
			夜間訓練															
			地形慣熟訓練															
			想定救助訓練															
		新隊員訓練	新隊員訓練															
			その他の訓練															
訓練小計																		
業務外	救急活動	救急活動																
		災害活動																
		行政活動																
		災害予防活動																
		その他(整備・空輸他)																
	訓練外小計																	
計																		

[様式第2号]

島根県防災ヘリコプター一月間業務計画(月)

島根県防災部消防総務課

		業 務 内 容		日 曜		午 前	午 後
日	曜	午 前	午 後				
備 考							

運航管理責任者殿

運航管理者 防災航空管理所長

業 務 報 告 書

運航日時	平成 年 月 日 () 時 分				
要請機関					
発信者			受信者		
飛行用務	運航に関わる分類				
機長	P	P		M	
隊員	_____ _____ _____ _____				
飛行時間	離陸時間	時 分	着陸時間	時 分	飛行時間
飛行経路					分
搭乗者氏名	職名	氏名	住所		生年月日
搭載物等					

[様式第4号]

防災ヘリコプター使用申請書

第 号
平成 年 月 日

島根県防災部長 殿

申請者 住所

氏名 印

(担当者: TEL)

島根県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
使用目的					
使用内容					
搭乗者	職	氏名	住所	生年月日	性別

[様式第5号]

防災ヘリコプター使用承認書

第 号
平成 年 月 日

(申請者)

殿

島根県防災部長

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった防災ヘリコプターの使用については、下記により承認する。

記

使用日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用目的	
条件等	

島根県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、島根県防災ヘリコプターの緊急運航について必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱及び島根県防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3条 要綱第13条に規定する緊急運航は、別紙1に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請は、島根県消防総務課防災航空管理所に直接行う。
2 前項の要請は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 島根県消防総務課防災航空管理所長（以下「所長」という。）は、前条の要請を受けた場合は、要請の内容及び飛行条件等を確認のうえ、出動の可否を決定しなければならない。

(要請に対する回答)

第6条 所長は、前条の決定結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

(回答の報告)

第7条 所長は、前条の回答後速やかに、消防総務課長に決定結果を報告しなければならない。

(出 動)

第8条 所長は、第5条により出動の決定を下した場合、防災航空隊員等に出動要請内容に適した出動体制を整えさせ、速やかに出動させるものとする。

(受入体制の整備)

第9条 要請者は、第6条により出動決定の回答を受けた場合、次の事柄について綿密な調整を行うとともに、結果を速やかに所長に連絡しなければならない。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配
- (3) その他必要な事項

(報 告)

第 10 条 運航指揮者は、緊急運航を終了した場合には、業務内容を所長に急患搬送報告書（様式第 2 号）又は災害活動報告書（様式第 3 号）により報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

防 災 ヘ リ コ プ タ ー 緊 急 運 航 要 請 書

1 要請機関名	(市町村等名) (発信者) (電話) (FAX)
2 災害の種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)災害応急対策 (5)その他
3 要請内容	(1)偵察 (2)空中消火 (3)救助 (4)転院搬送 (5)現場救急 (6)輸送(品名数量) (7)広報 (8)その他
4 発生場所	市・町・村 地内 (目標) (離着陸場所)
5 発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分頃

注1 1～5欄については災害の種別にかかわらず記載
注2 災害の種別のうち(3)救急については12欄に記載

6 災害の概要	
7 気象状況	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 Km 雲高 m 観測場所()
8 現場指揮者	所属 職名 氏名 携帯電話
9 現場との通信手段	無線種別(主運用波 統制波1・2・3) 呼出名称
10 他の航空機の活動要請	(要請の有無) 機関名 要請機数
11 地図(目標)等 緯度経度 その他必要な事項	

12 傷病者等搬送の場合			
① 要請側病院名	診療科	主治医	
② 傷病者	(ふりがな) 氏名	生年月日 年 月 日 (男・女)(血液型) 年 齢 満 歳	
	住所		
	傷病名	重 症 中 等 症	
③ 発病(負傷)の原因、経過等 及び緊急搬送の必要性		感染性の有無(疑い含む) 有・無	
④ 受入側病院 同乗医師の有無		有・無	
⑤ 受入側病院名等		診 療 科 担 当 医	
⑥ 救急車の手配		要 請 側	受 入 側
⑦ 空 輸 区 間		要請側着陸地	受入側着陸地
⑧ 搭 載 機 材 等			
⑨ 添 乗 者	医 師	(ふりがな) 氏名 (男・女) (血液型) 病院名	年 月 日 生 年 齢 満 歳
	付 添 人	(ふりがな) 氏名 (男・女) (血液型) 住所	年 月 日 生 年 齢 満 歳
		(ふりがな) 氏名 (男・女) (血液型)	年 月 日 生 年 齢 満 歳
		(ふりがな) 氏名 (男・女) (血液型)	年 月 日 生 年 齢 満 歳
注3 13欄は共通、防災航空隊で記入			
13	① 処 理 経 過	要請日時 年 月 日 時 分～撤収日時 年 月 日 時 分	
	② 摘 要		
要請先 島根県防災航空管理所 (島根県防災航空隊)		住 所 〒699-0551 出雲市斐川町沖洲2677番地 電 話 0853(72)7661・7662 FAX 0853(72)7671 防災行政無線 335-211~214 防災無線FAX 335-230	

注4 当初要請時点では、記入可能な範囲で可。

所 長	隊 長	副 隊 長	隊 員

急 患 搬 送 報 告 書

平成 年 月 日 ()

総号 防 災 自 衛 隊 八 管 鳥 取 県 境 海 上 県 警 その他
番 号 【 】 () () () () () () ()

搬 送 機 関 【 】
昼 夜 間 別 【 】

報 告 者 職 氏 名 印

要 請 日 時	平成 年 月 日 () 時 分						受 信 者		
天 候	天 氣	風 向	風 速 kt	視 程 km	気 温 °C	露 点 °C	気 圧 HP		
	出雲空港								
	要 請 側								
日 の 出 時 刻 時 分				日 の 入 時 刻 時 分					
要 請 機 関	(発信者)			輸送要請病院名					
患 者	氏名等	年 月 日							歳
	住 所								
医 師	氏名等	年 月 日							歳
	住 所								
看 護 師	氏名等	年 月 日							歳
	住 所								
発 病 (負 傷) の 原 因、経 過 等	傷 病 名 : _____								

搭 乗 者 名	操 縦 士		離 着 陸 場	時 間 経 過 等
	副 操 縦 士			離 陸 時 分
	整 備 士			着 陸 時 分
	航 空 隊 員			離 陸 時 分
				着 陸 時 分
運 航 管 理 者 名				離 陸 時 分
場 外 支 援 者 名				着 陸 時 分
				離 陸 時 分
通 信 員 名			出 雲 空 港	着 陸 時 分
			飛 行 時 間	時 分
			所 要 時 間	時 分
			飛 行 距 離	km
患 者 搬 送 車 両 等	要 請 側 搬 送 機 関		受 入 側 搬 送 機 関	
受 入 病 院 名			受 入 時 刻	時 分
搭 載 機 材 等				
備 考				

(別紙1)

島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 県土及び県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することが目的である場合
- (2) 緊急にヘリコプターが運航を行わなければ、県民の生命、身体及び財産が重大な危険にさらされる恐れがあるほどの、差し迫った必要性がある場合
- (3) 防災ヘリコプター以外の手段では、十分な活動効果が期待できない場合

2 該当事由

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動

3 緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由の運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害対策活動

ア 被災状況等の情報収集・伝達活動

災害が発生する恐れ、又は発生した場合で、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合

イ 緊急輸送

災害が発生した場合で、被災地に救援物資、医薬品及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害対策上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

ア 被災状況等の情報収集・伝達活動

大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあり、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合

イ 空中消火活動

大規模林野火災が発生し、地上消火活動が地理的に困難であると認められる場合

ウ 消火資機材等の搬送

大規模林野火災等において、地理的に資機材等の搬送が困難な場合

エ その他

火災防衛活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 事故等における捜索・救助活動

イ その他

救助活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 傷病者の救急搬送

離島、山村等の交通遠隔地並びに高速道路等の事故現場から、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

イ 転院搬送

県内の中核医療機関等から県内遠隔地の高度・先進医療機関へ、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

ウ 救急活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、または影響をあたえるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県総務部消防防災課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象条件を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長(消防本部をおかない町村にあっては、当該町村長)が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動(救急業務を含む)に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、島根県下市町村及び消防にかかると一部事務組合の相互応援に関する協定書(以下「消防相互応援協定」という。)及び、平田市、大社町及び消防にかかると一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書(以下「救急相互応援協定」という。)に基づく応援要請があったものとみなす。

2 発災市町村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

(経費負担)

第8条 前条第1項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運航経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

(2) 前各号以外の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書69通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成6年3月28日

鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター 運航不能期間等における相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、鳥取県（以下「甲」という。）及び島根県（以下「乙」という。）の相互間における、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、甲又は乙がそれぞれ保有するヘリのいずれか一方が耐空検査及び整備等により運航不能の場合又は他の用務のために出動できない場合であって、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除くヘリの出動を必要とした県（以下「要請側」という。）が、相手方に対して行うものとする。

(応援)

第3条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援側」という。）は、所掌業務又は気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援に努めるものとする。

(応援活動の位置付け)

第4条 応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、応援のため出動したヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）と応援を受けた市町村等の間で消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があったものとみなす。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請の手続については別に定める。

(応援活動の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は要請側の長と協議のうえ、応援活動を中断することができる。

(応援活動の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援活動は、応援要請を受けてヘリが基地を出発したときから始まり、基地に帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援活動は始まるものとする。

2 前条の規定により応援活動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援活動は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第8条 応援のため出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。ただし、応援活動の内容が第4条に該当する場合の指揮は、応援を受けた市町村等の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する隊員の給料、手当及び旅費並びにヘリの燃料費及び消耗品費等の経常経費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前三項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(耐空検査等の調整)

第10条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整するよう努力するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、応援活動が円滑に行えるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年10月24日

甲 鳥取県
鳥取県知事 片山善博

乙 島根県
島根県知事 澄田信義

中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「五県」という。）の相互間における消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、五県がそれぞれ保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能の場合又は他の用務のために出動できない場合において、応援を要する県（以下「要請側」という。）が、ヘリの出動を必要とした場合に行うことができるものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救61号消防庁次長通知）、「災害時の相互応援に関する協定書」（平成7年7月13日締結）及び「鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」（平成12年10月24日締結）の対象となる場合を除く。

2 前項のヘリの出動を必要とした場合とは、別に定める応援要請の基準によるものとする。

(応援)

第3条 前条第1項による応援要請を受けた県（以下「応援側」という。）は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援に努めるものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 要請側は、応援要請書（様式1）に、次の事項を記入し、ファクシミリ等を用いて要請するものとする。

- (1) 応援活動の種別及び応援活動の内容
- (2) 応援を要する理由
- (3) 発生の日時、場所等
- (4) 現場の最高指揮者の所属・職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリの離着陸場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援活動の中断)

第5条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は要請側の長と協議の上、応援活動を中断することができる。

(応援活動の始期及び終期)

第6条 この協定に基づく応援活動は、応援要請を受けてヘリが基地を出発したときから始まり、基地に帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援活動は始まるものとする。

2 前条の規定により応援活動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援活動は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第7条 応援のために出動したヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の定める現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を最高指揮者に通告するものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する隊員の手当、旅費、ヘリの燃料費及び消耗品費等の通常経費は、要請側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補修費
- (2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷を伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 応援に要した経費のうち、第1項及び第2項に定める経費以外の経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議し、定めるものとする。

5 応援側は、応援に要した経費が確定した場合は、要請側に対して、その金額を請求するものとする。なお、請求の際には、請求書(様式2)、応援経費積算内訳書(様式3)及び実績報告書(様式4)に必要事項を記入し、速やかに要請側に送付するものとする。

(連絡調整)

第9条 五県は、応援を円滑に行うことができるよう、次に掲げる事項について、あらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡

(耐空検査等の調整)

第10条 五県は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整するよう努力するものとする。

(訓練の参加)

第11条 五県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、五県が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 3月 1日

鳥取県
代表者 鳥取県知事 平井 伸治

島根県
代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

岡山県
代表者 岡山県知事 石井 正弘

広島県
代表者 広島県知事 湯崎 英彦

山口県
代表者 山口県知事 二井 関成

島根県防災ヘリコプター救急システム要領

島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（以下「緊急運航要領」という。）に基づき、島根県防災ヘリコプター救急システム（以下「救急システム」という。）について、次のとおり定める。

（目的）

第1条 救急業務において、島根県防災ヘリコプター「はくちょう」（以下「はくちょう」という。）の飛行速度、空中停止、垂直離着陸等の特性を生かし、地域の実情に応じた効率的な搬送体制を構築することにより、救命効果の向上を図るものとする。

（用語の定義）

第2条 「はくちょう」が行う救急業務とは、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第2条第9項に定めるものをいう。

2 救急事故とは、前項で規定された救急業務の対象である事故をいう。

（出動範囲等）

第3条 「はくちょう」の出動範囲は島根県全域とする。なお、高次医療機関もしくは、専門医療機関へ即時搬送が必要となった場合の搬送は、この限りではない。

2 県外搬送の場合、燃料給油なしで患者引継できる場所までの搬送とする。ただし、消防支援活動（燃料給油中において患者を救急車内へ一時保護する等）が受けられる場合はこの限りではない。

（出動基準）

第4条 「はくちょう」の出動基準は、次の各号いずれかに該当し、消防本部が傷病者の救命及び予後回復に効果的と判断した場合とする。

（1）緊急に医療機関へ傷病者を搬送する必要性が生じた場合

（2）山中、遠隔地、離島などの救急搬送に長時間を要する場合

山中の離村などのように救急車では現場到着及び医療機関への収容に時間を要する場合

（3）孤立した場所で発生した傷病者の救出・救助に引き続く救急搬送

高層ビルの屋上や増水中の川の中州、または山中での孤立などのように、地上からの接近が極めて困難である場所及び海上で、「はくちょう」による救出・救助が最も有効と考えられる傷病者を収容し、引き続き医療機関に搬送する場合

（4）緊急性を要し、長距離の移動を伴う高次な医療機関へ緊急に搬送する必要性が生じた場合で、他の搬送手段がなく「はくちょう」の活用で搬送時間を著しく短縮することにより、傷病者の救命効果等が期待できる場合。（傷病の内容により専門の病院に搬送する場合も含まれる。）

(5) 大規模災害発生に伴う重症者の後方搬送

大規模災害時において、医療機関の被災地等により、当該地域の医療が確保できなくなった場合において、「はくちょう」による広報医療機関等への搬送が有効と判断される場合。(前記の病院間搬送で、被災地病院から遠隔地の収容可能な病院への搬送も含まれる。)

(6) 災害等の現場において、傷病者が多数発生した場合における災害現場への医師、看護師、救急救命士、医療スタッフ及び医療器材の搬送が必要な場合

(出動要請基準)

第5条 消防本部における出動要請基準は、別に定める。

(「はくちょう」の搭乗隊員等)

第6条 「はくちょう」の搭乗隊員等は次の各号のとおりとする。

- (1) 救急業務における救急隊員の搭乗は、1機につき2人以上とする。
- (2) 救急搬送においては、医師又は救急救命士の同乗が望ましい。
- (3) 転院搬送は、原則として医師が同乗することとする。また、医師同乗時は、患者関係者の同乗は、必要最小限とする。
- (4) 傷病者が乳幼児の場合は家族、関係者を同乗させることが望ましい。
- (5) 搭乗者等については、(1)から(4)に定めるもののほか、運航指揮者が状況に応じて判断する。

(医療機関の選定)

第7条 傷病者の収容先医療機関は、要請側消防本部が選定するものとする。この場合において、三次救命救急センターを原則とするが、それ以外の医療機関についても適宜選定できるものとする。

(緊急離着陸場等)

第8条 消防本部及び航空隊は連携を密にして緊急離着陸場の確保に努めることとする。

- 2 搬送先の緊急離着陸場から収容先医療機関の間を、救急車で中継搬送をする必要がある場合は、要請側消防本部から緊急離着陸場を管轄する消防本部に対し、協力を要請することとする。

(通信手段)

第9条 「はくちょう」との通信手段は、消防本部及び救急車にあつては消防救急デジタル無線(主運用波、統制波)とする。

(運航不能時)

第10条 「はくちょう」の運航不能時等の場合は、航空消防防災業務に関する相互応援(鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定及び

中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定)に基づき、又は、離島においては海上保安庁、自衛隊に要請するものとする。要請にあたっては、県防災部消防総務課（航空隊も含む）が行う。なお、この場合において、本要領中の「はくちょう」は「応援航空機」と読み替えるものとする。

(感染防止対策)

第11条 救急業務に伴う感染防止対策については、別に定める。

(訓練)

第12条 消防本部は、「救急システム」の有効かつ効果的運用が図れるよう、努めて各緊急離着陸場における救急搬送訓練を実施し、「はくちょう」の特性等を把握しておくことが望ましい。

(運用手続き)

第13条 消防本部は、安全かつ円滑な救急業務を行うために、努めて以下の内容について、それぞれ「運用手引き」を作成することが望ましい。

- ①緊急離着陸場
- ②救急車と「はくちょう」の傷病者中継位置
- ③出動する救急車の無線呼出名称
- ④地域の医療機関状況
- ⑤医師同乗の有無
- ⑥要請手順
- ⑦気象情報入手先
- ⑧活動フローチャート
- ⑨緊急離着陸場付近の地図等
- ⑩その他必要と思われる事項

付 則

この要領は平成17年2月1日から施行する。

付 則

この要領は令和元年6月1日から施行する。

島根県防災ヘリコプター救急システムに関する運用細則

島根県防災ヘリコプター救急システム要領第5条に基づく、出動要請基準については、次の第1条から第3条までのいずれかに該当する場合とする。

第1条 事故の目撃者から次の1の各号のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した消防本部等の指令課(室)員が、2に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

1 症例等

(1) 自動車事故

- イ 自動車から放出
- ロ 同乗者の死亡
- ハ 自動車の横転
- ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- ホ 客席が概ね30cm以上つぶれた事故
- ヘ 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

(2) オートバイ事故

- イ 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

(3) 転落事故

- イ 3階以上の高さからの転落
- ロ 山間部での滑落

(4) 窒息事故

- イ 溺水
- ロ 生き埋め

(5) 列車衝突事故

(6) 航空機墜落事故

(7) 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

(8) 重症が疑われる中毒事件

(9) バイタルサイン

- イ 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(JCS:で30以上)
- ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない。全く脈がないこと。
- ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること。遠く、浅い呼吸をしていること。呼吸停止
- ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと。

(10) 外傷

- イ 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2箇所以上の四肢変形又は四肢(手首、足趾を含む)の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷

- ニ 広範囲の熱傷（体の概ね1／3を超える火傷、気道熱傷）
- ホ 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- ヘ 意識障害を伴う外傷

(11) 疾病

- イ けいれん発作
- ロ 不穏状態（酔っ払いのように暴れる状態）
- ハ 新たな四肢麻痺の出現
- ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

2 地理的条件

- (1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着まで時間を短縮できる地域をいう）内であること。
- (2) (1) には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること。

第2条 第1条に該当しない場合であっても、事故発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急車又は船舶を使用するよりも搬送時間が短縮できる場合

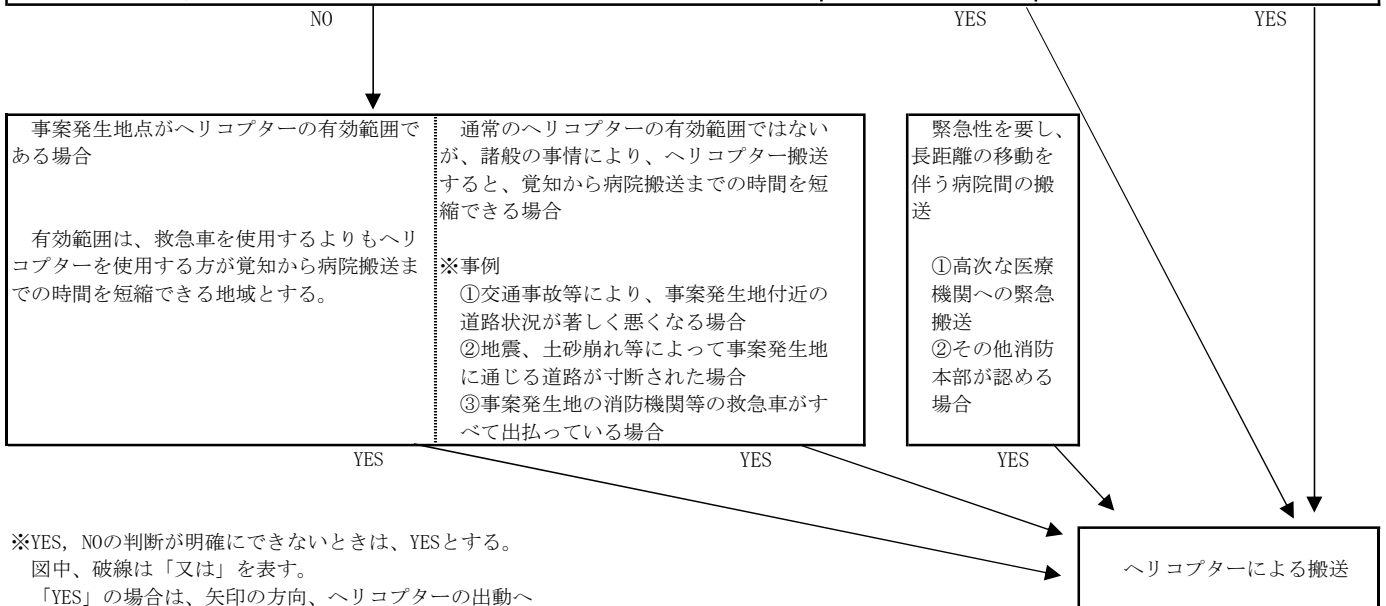
第3条 現場の救急隊員から要請がある場合

第4条 消防本部における出動要請は「はくちょう」出動判断フローチャート（別表1）を参考に119番受信時又は救急隊到着時に迅速に判断するものとする。

附 則

この細則は平成17年2月1日から施行する。

傷病者が事故または急病時に起因して、次の1以上の場合に該当し、重症が疑われる場合	地理条件	現場隊員の要請
<p>(受傷原因等)</p> <p>(1) 自動車事故</p> <p>①自動車から放出</p> <p>②同乗者の死亡</p> <p>③自動車の横転</p> <p>④車が概ね50cm以上つぶれた事故</p> <p>⑤客席が概ね30cm以上つぶれた事故</p> <p>⑥歩行者もしくは自転車、自動車にはねとばされ、又は引き倒された事故</p> <p>(2) オートバイ事故</p> <p>①時速35km程度以上で衝突した事故</p> <p>②ライダーがオートバイから放り出された事故</p> <p>(3) 転落事故</p> <p>①3階以上(約10m)の高さからの転落</p> <p>②山間部での滑落</p> <p>(4) 窒息事故</p> <p>①溺水</p> <p>②生き埋め</p> <p>(5) 列車事故</p> <p>(6) 航空機事故</p> <p>(7) 傷害事件</p> <p>(8) 重症が疑われる中毒事故</p> <p>(要救助者の現在状態)</p> <p>(1) バイタルサイン</p> <p>①目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(JCS30以上)</p> <p>②脈拍が弱くてかすかにしか触れない、全く脈がない状態</p> <p>③呼吸が弱くて止まりそうな状態、遠く浅い呼吸をしている状態、呼吸停止</p> <p>④呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなっている状態</p> <p>(2) 外傷</p> <p>①頭部、頸部、軀幹又は肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷出血</p> <p>②1箇所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む)の切断</p> <p>③麻痺を伴う肢の外傷</p> <p>④広範囲の熱傷(からだのおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷)</p> <p>⑤意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)</p> <p>⑥意識障害を伴う外傷</p> <p>⑦アナフィラキシーショック</p> <p>(3) 疾病</p> <p>①痙攣発作</p> <p>②不穏状態(酔っ払いのように暴れる)</p> <p>③新たな四肢麻痺の出現</p> <p>④強い痛みの訴え(頭痛、胸痛、腹痛)</p> <p>(4) その他緊急性があると判断される場合</p>	<p>左のような重症のものでなくても、事案発生地では、ヘリコプターを使用すると、救急車又は船舶を使用するよりも搬送時間が短縮できる場合</p>	<p>現場隊員からの要請がある場合</p>



※YES, NOの判断が明確にできないときは、YESとする。

図中、破線は「又は」を表す。

「YES」の場合は、矢印の方向、ヘリコプターの出動へ

島根県防災ヘリコプター救急救命士搭乗システムに関する協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県下9消防本部（以下「県下消防本部」という）が、島根県防災ヘリコプター緊急運航要領及び島根県防災ヘリコプター救急システム要領に基づき、傷病者の救急搬送（転院搬送を除く）で、島根県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という）に出動要請を行った場合、防災航空管理所が県下消防本部の救急救命士（以下「救命士」という）に対し、防災ヘリに搭乗を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(救命士搭乗要請の基準)

第2条 この協定において、救命士搭乗を求める基準は、防災ヘリ出動要請時、防災航空隊に救命士が勤務していない日を前提とし、次の各号によるものとする。

- (1) 出雲市消防本部の救命士に搭乗を求めるものとする。
- (2) 前号によることが出来ない場合は、松江市消防本部の救命士に搭乗を求めるものとする。
- (3) 前各号によることが出来ない場合は、要請側消防本部の救命士に搭乗を求めるものとする。

(救命士搭乗要請の手続)

第3条 救命士搭乗要請の手続は、防災航空管理所が出雲市消防本部、松江市消防本部及び要請側消防本部と調整するものとする。

(救命士搭乗要領)

第4条 第2条第1号及び第2号による救命士は、防災航空管理所まで応召し、防災航空隊員と共に搭乗して事故現場に向かうものとする。

2 第2条第3号による救命士は、事故現場付近の場外離発着場で搭乗するものとする。

(活動の始期及び終期)

第5条 この協定に基づく救命士搭乗要請は、防災ヘリに搭乗した時から始まり、活動を終了して防災ヘリから降機した時に終了するものとする。

(医師の指示及び事後検証体制)

第6条 この協定において、救急活動での処置に対する医師の指示及び事後検証体制は、次の各号によるものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号による救命士が行う救急処置については、島根県立中央病院で対応するものとする。
- (2) 第2条第3号による救命士が行う救急処置については、島根県立中央病院若しくは要請側消防本部所管の病院で対応するものとし、その都度調整するものとする。

(経費の負担)

第7条 搭乗する救命士の給料等については、所属消防本部が負担するものとする。

- 2 医師の指示及び事後検証に要する費用について、島根県立中央病院で対応する事案については、県が負担するものとする。
- 3 搭乗中に発生した事故に要する経費については、県の加入する航空保険の範囲内で対応するものとする。
- 4 前項の定めによることが出来ない経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(搭乗訓練)

第8条 防災航空管理所は、県下消防本部と調整を図り、日頃から搭乗訓練を実施し、常に活動が円滑に行えるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項が生じたときは、県と県下消防本部が協議してこれを定めるものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定の締結を証するため、本協定書を10通作成し、消防防災課長及び県下消防本部の長は、記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

機内における除細動器の使用条件

平成18年4月1日
島根県防災航空隊

平成14年3月及び平成17年7月に実施した除細動器の電波干渉機内試験結果に基づき、除細動器を島根県防災ヘリコプター「はくちょう」内で使用する場合は、機内での安全を確保するため下記のとおり条件を定める。

記

- 1 機内で使用できる除細動器は、次の8機種とこれらと同等以上の機種。
 - ・ FC-2020 監視除細動器 (フクダ電子株式会社)
 - ・ FC-2030 ページング機能付監視除細動器 (フクダ電子株式会社)
 - ・ ライフパック12 モニタ/経皮ペーサー付除細動器 (日本メドトロニック株式会社)
 - ・ ライフパック500 (日本メドトロニック株式会社)
 - ・ CandiolifeS TEC-2213 半自動除細動器 (日本光電株式会社)
 - ・ AED-9100 (日本光電株式会社)
 - ・ Leerdal ハートスタート3000QR (レールダルメディカルジャパン株式会社)
 - ・ ハートスタートFR2 (フィリップスメディカルシステムズ株式会社)
- 2 除細動器を使用する際は、機長の使用確認を得て実施する。
- 3 除細動器及び傷病者の絶縁対策に十分留意する。
 - ・ 塩化ビニールシート (3.1m×1.2m) ストレッチャーの下にあらかじめ敷いておき、展長して被覆し絶縁を図る。
- 4 搭乗隊員は搭乗者に対し、除細動器の使用を事前に周知する。

